



## THE REPORT OF THE MIE DENTAL ASSOCIATION

### ◆災害歯科コーディネーター研修会

「大規模災害時における

歯科所見からの身元確認研修」併催

### ◆平成28年度第1回医療管理講習会

「歯科医療トラブルの現状と心構え

～安心して良質な医療を提供し続けるために～」

### ◆平成28年度BLSヘルスケアプロバイダーコース

### ◆名古屋国税局管内税務指導者協議会



公益社団法人  
三重県歯科医師会  
<http://www.dental-mie.or.jp/>

2017  
**23**  
No. 684

# 三 重 県 歯 科 医 師 会 報

|                                                            |    |
|------------------------------------------------------------|----|
| 全国7地区日本歯科医師会平成28年度災害歯科コーディネーター研修会 .....                    | 1  |
| 平成28年度第1回医療管理講習会 .....                                     | 9  |
| 名古屋国税局管内税務指導者協議会 .....                                     | 14 |
| 平成28年度BLSヘルスケアプロバイダーコース（G2010） .....                       | 15 |
| 平成28年度第9回理事会<br>（「認知症対応力向上セミナー」郡市会で開催へ） .....              | 16 |
| 平成28年度第5回郡市会長会議<br>（地域医療構想調整会議について報告・協議） .....             | 18 |
| 平成28年度第10回理事会<br>（29年度事業計画について田所会長が指示） .....               | 22 |
| 医療管理<br>（ ・セルフメディケーション税制について<br>・平成29年度歯科助手講習会について ） ..... | 24 |
| 公益財団法人ひかり協会の歯科検診にご協力をお願いいたします .....                        | 26 |
| <hr/>                                                      |    |
| 12月・1月会務日誌 .....                                           | 27 |
| 会員消息 .....                                                 | 28 |
| 障害者歯科センター診療状況 .....                                        | 29 |
| 告 知 板（（一社）日本老年歯科医学会 第28回学術大会のお知らせ） .....                   | 30 |
| 会員の広場（第26回三重県歯科医師囲碁大会 松阪市で開催） .....                        | 31 |
| 互助会の現況 .....                                               | 32 |
| 平成28年8月・9月診療分歯科診療報酬状況 .....                                | 32 |
| 三重県歯科医師国民健康保険組合 .....                                      | 34 |
| 編集後記 .....                                                 | 35 |

# 全国7地区 日本歯科医師会 平成28年度災害歯科コーディネーター研修会

平成28年12月4日（日） 三重県歯科医師会館



12月4日（日）、三重県歯会館で、日歯の主催による全国7地区 平成28年度災害歯科コーディネーター（災害歯科保健・身元確認）研修会が開かれた。この研修会は24年度からスタートしたもので、三重県での開催は初めて。県内の歯科医療関係や警察関係者等、約130名が参加した。研修会では、日歯・小玉 剛 常務理事が、▽災害歯科コーディネーターの役割と位置付け▽災害時の行動計画▽歯科診療情報の標準化－等について述べたのに次いで、岩手県歯・大黒英貴専務理事が東日本大震災時の経験について報告。震災対応のポイントとして、初動から十分な情報収集を行い、行政との連携を円滑にするとともに、状況変化に的確に対応すること等を挙げた。日歯の災害歯科コーディネーターとして28年熊本地震に派遣された東京医科歯科大学・中久木康一助教は、災害関連死のデータから施設や在宅の高齢者においてリスクが高くなることを指摘。平時から地域包括ケアシステムを整備しておくことが災害時の準備になると述べ、熊本地震での「歯科版避難所アセスメント票」の活用についても触れた。最後に日医で災害救急医療を担当する石川広己常任理事が登壇。東日本大震災を振り返り、想定外の災害に備える意識が必要であると述べるとともに、日医の災害医療チーム（JMAT）について紹介した。

災害歯科コーディネーター研修会に先立って、「大規模災害時における歯科所見からの身元確認研修」も実施された。三重県歯では23年の東日本大震災の際に、身元確認作業に協力するため8名の会員を被災地に派遣したが、今後、三重県においても南海トラフ巨大地震等、津波を含めた大規模災害への備えが求められていることから、三重県歯及び三重県警察歯科医会、三重県警の協力のもとで実践的な研修を企画。警察歯科医40名に都市会担当者9名、警察関係者23名を加えた70名余りが参加した。研修では、日歯の災害時対策・警察歯科総合検討会議の杉浦隆彦委員が、▽身元確認の流れ▽身元確認コーディネーターの役割▽事前準備▽デンタルチャートの作成▽生前記録との照合作業－等について講演（講演記事はP.7に掲載）。並行して身元確認作業の見学を行った。会場内に遺体安置所での受付から検視・検案及び歯科所見の作成、遺体安置から遺族対応までの流れが模擬的に再現され、①土砂災害 ②圧死 ③溺死－の3ケースを想定して、警察歯科医会理事及び県警担当者がデンタルチャート作成、口腔内写真撮影、X線写真撮影を実演し、東日本大震災の身元確認作業にも従事した熊谷 渉理事が被災地での経験も踏まえて解説した。

（常務理事・太田賢志 記）

## 総論

日本歯科医師会・小玉 剛常務理事

### 熊本地震の総括的な報告



平成28年4月14日(木)及び16日(土)に、熊本県を震源とする震度7の地震が発生した。日歯ではこれを受け、15日(金)に対策本部（本部長：堀憲郎会長）を設置し、熊本県歯との緊密な連携のもとで支援策等を講じた。日医とも早期に連携を図り、JMAT（日本医師会災害医療チーム）に歯科医師17名と歯科衛生士7名が帯同したことや、日歯から災害歯科コーディネーターとして中久木康一氏を現地に派遣したことも大きなトピックである。24日(日)には堀会長ら三役が現地を視察。熊本県健康福祉部健康局長と面会し、避難所の歯科保健対策と被災した歯科診療所の復旧支援等について申し入れた。また、遠隔地からの災害支援として、静岡県歯から会員の安否や診療状況等の情報を集約・閲覧できる「災害時マップ」のシステムが提供された。

### コーディネーターの役割と位置付け

発災後、時間の経過（フェイズの変化）に伴い歯科医療に求められる役割は変化する(図1)。被災者の口腔内を診ることは専門家として当然の役割であるが、同時に被災の状況を客観的に判断することも求められる。超急性期には避難所や住民の状況等を評価し、命に関わる課題を優先しながら、歯科医療サービスの適切な提供時期を見定めていく必要がある。

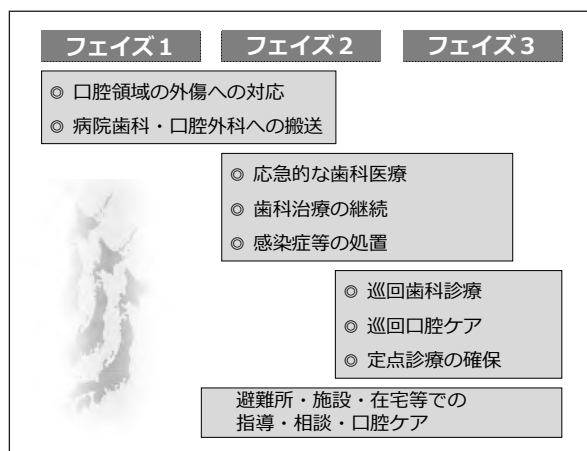


図1

災害歯科コーディネーターの役割は図2に示すとおり、被災地における歯科医療サービスの需要と提供体制についての情報を把握し、相互の連絡調整を行って適切なマッチングを図ることにある。

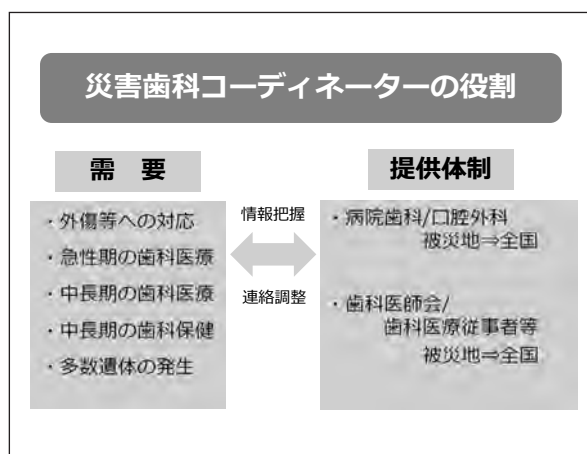


図2

被災地で最も多くの情報を持っているのは、やはり県行政である。厚労省に集まった多くの情報も県に提供される。従って、発災時には県の対策本部にいち早く歯科医師会担当者が参画することが重要になる。早期に歯科関係者が関わることで、避難所等での適切な環境整備ができれば、その後の歯科保健活動も円滑に行える。

災害歯科コーディネーターは、災害現場だけではなく、日歯・都道府県歯・郡市歯それぞれに必要とされ、行政との連絡・調整等も担うことにな

るが、被災した都道府県歯の災害歯科コーディネーターの具体的な役割としては、以下のようなものが挙げられる。▽全体の被災状況の把握▽被災県行政との連携▽県内出勤者の調整▽必要な資器材確保と配送▽支援幹事県との様々な調整▽支援物資の依頼と仕分け・配送▽関係団体との連携調整等。

被災地に出動すると「とにかく頑張ろう！」になりがちだが、一方で、業務や作業の評価（アセスメント）がおろそかになってはならない。常に現場の情報を収集・評価し、その後の効率的な活動に活かしていく冷静さが求められる。

まずは災害の種類や被災の程度等の全体像を把握し、求められる活動の方向性及び行動計画を考える。次に実際に活動（派遣）する地域や場所の安全性等を確認したうえで、派遣する職種及び人数、資器材、交通手段等について検討・手配する。状況は刻々と変化していくので常に情報をアップデートしていくことも重要である。活動が始まったら、その内容についての評価（アセスメント）と必要な修正を行う。チームやスタッフの疲労等にも注意を払い、緊急性が高い歯科医療、保健活動、身元確認作業が円滑に実施できているかを評価し、出動計画を修正するとともに、後続のチームにも周知徹底する。

図3に歯科口腔ニーズアセスメントのレベルが推移する様子を示す。

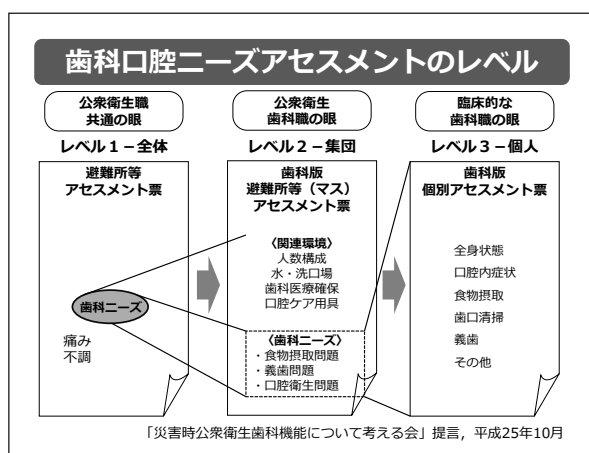


図3

フェーズ1（超急性期）にはレベル1として全体を対象とした避難所等の公衆衛生的な評価を、

フェーズ2（急性期～亜急性期）ではレベル2として集団レベルでの公衆衛生的な歯科の評価を、フェーズ3（慢性期）ではレベル3として個人レベルでの臨床的な歯科の評価を行う。

## 災害時の行動計画作成

災害時の行動計画作成に当たっては、事前に災害の形態や規模を想定し、交通手段や資器材等を整備しておく。計画作りの基本は、①情報通信手段や連絡システムの構築 ②対策本部となる歯科医師会事務所の機能確保（データバックアップや仮事務所の設置準備）③災害歯科コーディネーターの設置とその役割及び指揮命令系統の明確化であり、これらを都道府県の医療救護計画に位置付ける必要がある。

災害歯科保健医療のうち、緊急性が高いものについては、▽行政及び病院歯科・口腔外科との事前協議による取決め▽歯科医師会内における自前の出動計画の作成と備蓄の確保▽行政からの要請による歯科医師・歯科衛生士等の派遣チームの編成及び資器材・備品の整備が必要になる。中長期にわたる歯科保健医療については、▽行政との連携による被災者（避難所・在宅・施設等）の歯科ニーズの把握▽歯科医師会内における出動計画の作成▽行政からの要請による歯科医師・歯科衛生士等の派遣チームの編成及び資器材・備品の整備▽他都道府県からの応援への対応を行う。歯科所見による身元確認についても、▽警察との連携による身元不明遺体及び検案所の状況確認▽歯科医師会内における出動計画の作成▽警察からの要請による歯科医師の派遣チームの編成及び資器材・備品の整備▽他都道府県からの応援への対応が求められる。

## 医療計画や地域防災協定及び相互支援協定

国や行政による災害対応は、災害対策基本法に基づく災害基本計画・防災業務計画・地域防災計画と、災害救助法及び同施行令に則って行われるため、歯科医師会担当者もこれらについて理解しておく必要がある。

災害時の相互支援協定のポイントとしては、▽自県内の自治体等との協定や計画を把握し、協定等に準じた対象や範囲・内容等を検討する▽都道府県間や市町間の協定や計画を把握し、行政間の相互支援協定に「歯科」を載せる▽移動負担の少ない隣接した歯科医師会を対象に規模や地理的要因・交通アクセス等を勘案して協定を結ぶ▽広域支援を要請する際には、日歯並びに同地区の支援幹事県歯に対して被害状況を報告し、必要な支援内容を伝える一等が挙げられる。外部支援を要請する際に伝えるべき具体的内容は、①支援が必要な内容(職種)及び人数 ②支援が必要な場所や期間(見込み)及び交通経路と手段 ③必要な資器材及び物資等の品目と数量(見込み) ④担当者氏名・

役職、連絡先一等である。

## ■ 歯科診療情報の標準化

現在、厚労省では歯科診療情報の標準化に向けた作業が進められている。25年度に26項目の標準プロファイルを策定し、26年度にはこれをもとに標準的な口腔内所見を階層構造にして再定義、27年度には、保険診療をもとに海外の歯科情報との整合性・互換性も考慮した口腔状態の標準データセットを策定した。28年度には、①厚労省標準規格と互換性を保った歯科診療情報のデジタル出力に関する検証 ②標準化歯科診療情報の保存方法の検討 ③標準化歯科診療情報の利活用に関する検討一が進められている。

## 災害時における歯科医師会の対応

### 岩手県歯科医師会・大黒英貴専務理事



23年3月の東日本大震災時、岩手県歯の組織としての対応は、発災翌日(12日)の早朝に県警本部で開かれた打合せからスタートした。当時、県歯会長は公務で上京中であつたため県警の優先電話を使って連絡を取り、災害対策本部の立ち上げを決めた。この時点で県警からはすでに覚書に基づく身元確認作業への協力要請がなされていた。災害対策本部は同日に第1回会合を開き、身元確認・歯科医療・避難所・被災会員についてそれぞれ対策班を設置。同時に「いわて災害医療支援ネットワーク」や被災地の4郡市歯科医師会との連携に努めることとした。

身元確認対策班は12日から身元確認作業に従事し、4月以降には生前情報の収集と照合作業もスタートした(岩手県内では遺体安置所が38か所設置された。発災から1週間の間には1日に数百名を超える遺体が搬入される状況だった)。歯科医療対策班と避難所対策班が本格的に稼働し始めたのは移動診療車の貸与を受けた4月1日からだったが、頭頸部等の外傷が多いような災害であれば、3月時点から病院歯科との連携も含めた活動が必要だっただろう。被災会員については、約2週間で安否確認を終えることができた。当時は、「いわて災害医療支援ネットワーク」が毎日開いていた会合に県歯の専務理事が出席し、必要な情報を得ていた。

震災対応のポイントとしては、初動対応と情報収集が挙げられる。行政からもたらされる情報と歯科医師会の情報をマッチングさせながら、被災地の状況変化に随時対応することが重要である。全国から寄せられる支援の申し出に対応する窓口の一本化や現地コーディネーターを通じた被災地の情報把握及び本部と現地の情報共有にも留意す

る。歯科医師会では警察歯科活動と歯科医療救護活動を同時に進めることが求められるが、併せて会員支援を通じて地域の歯科医療提供体制を早期復旧させることも重要な課題となる。

東日本大震災では、沿岸12市町村に歯科医療機関が113施設あったが、4月半ばの時点で67施設に半減した。その後、仮設診療所等も含め徐々に復旧が進み、10月時点で91施設にまで回復した。

発災直後には、損なわれた医療提供体制を補うために歯科医療支援チームが派遣されるが、被災地の復旧状況に合わせて適切な時期に撤収し、現地の歯科医療に引き継いでいく。一方で、被災者に対する口腔ケア事業は縮小されながら現在も続いており、仮設住宅の歯科相談コーナー等で活動している。

## 災害時歯科保健医療における口腔アセスメント

東京医科歯科大学大学院顎顔面外科学・中久木康一助教



災害時の歯科保健医療支援活動は、①遺体の身元確認への協力 ②健康問題を抱えている人の応急歯科治療 ③健康問題のない人を対象とした歯科保健活動—に大別される。身元確認作業は発災直後からスタートし、応急歯科治療もそれに次いで始まる。歯科保健活動は評価に基づいて計画を策定する必要があるため、やや遅れて始まる。

7年の阪神淡路大震災では災害関連死の25%が肺炎だったと報道された。11年に適切な口腔ケアにより肺炎の発症率が低下することが明らかになり、高齢者や障害者に口腔ケアが提供されるようになった。16年に新潟中越地震が起きた時にはこうした知見が周知されていたため、災害関連死に占める肺炎の割合が15%にまで低下した。新潟県では、これを機に災害時の歯科保健活動の法的根拠も整備されたため、19年の新潟中越地震では迅速な初動対応が可能になったという。

23年の東日本大震災発災直後の3月18日に厚労

省から出された「被災地での健康を守るために」と題したリーフレットには、「歯と口の清掃（口腔ケア）・入れ歯」として、「避難生活では（略）歯・口・入れ歯の清掃がおろそかになり、（略）誤嚥性肺炎などの呼吸器感染症を引きおこしやすくなります」と記載された。これが災害時の歯科保健活動の大きな後ろ盾となっている。

東日本大震災直後の気仙沼市内の病院での調査では、震災後に肺炎による入院及び死亡が有意に増加したが、その大多数は高齢者であり、介護施設から入院した患者の死亡率は45%に達した。災害前から介護が必要だった高齢者に対して、平時のような保健活動が提供できなかったことが推測できる。災害時には、避難所のみならず病院や高齢者介護施設、社会福祉施設等も口腔ケア提供の対象に加え、中長期的な支援を行うことが必要ではないか。

しばしば「平時からの準備が重要」と謳われるが、特別な準備をしようと思ってもうまく機能しない。平時に行っていることが災害時の対応として運用できることが望ましい。より広い範囲、より多岐にわたった内容の地域包括ケアシステムを整え、災害時にもそのシステムの延長で対応することを目指したい。

災害時の歯科としての目標は「誤嚥性肺炎で命を落とす人をゼロにする」ことにしたい。そのためには、普段から地域の全ての高齢者・障害者・

介護福祉施設入所者に、歯科の誰かが関わって継続的なケアを提供していることが前提になる。そのうえで、その機能を皆で助け合って維持していく（歯科医師会、歯科衛生士会の存在意義）。ただし、災害時には住民は移動し続け、地域も変化し続けるため、それに対応することも求められる。

災害対策は「普段通りのことをする」という前提でなければ機能しない。問題は「普段」のレベルをどう設定するのかということであり、それを

どう維持するのかを考えなければならない。

災害時、歯科に必要とされる条件としては、▽同じ言語・同じ質を担保する▽教育研修体系の一元化（認定→派遣候補リスト）▽必要なケアを必要なタイミングで届ける（標準口腔アセスメント票の活用）▽組織としての統一性と継続性―等が挙げられる。逆に不必要なのは「個人としての判断」であり、歯科としてまとまることが重要である。

## JMAT 総論について

日本医師会・石川広己常任理事



医師及び歯科医師は、ともに法律により「医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する」ことが求められている。これは災害時にあっても同様であり、私たちは職業上の使命感に基づき、プロフェッショナル・オートノミー（職業的自律性）を発揮して災害時の様々な支援活動に参加してきた。医師会の災害対策は、医師会の組織力とネットワークを最大限に活用した医療支援を行うとともに、災害への備えに始まり、災害発生直後から地域医療の復興までの支援を行うものであり、その最終目標は被災地に地域医療を取り戻すことにある。現在、日医の災害救急委員会に対しては、会長から①災害時における命令指揮系統の確立 ②地域包括ケアシステムにおけるかかりつけ医の災害救急への関わり―等についての検討が指示されているところである。

今後起こりうる大災害としては南海トラフ巨大地震と首都直下型地震が想定されている。南海トラフ巨大地震では、建物倒壊や津波により、20～30万人の死者が想定され、検視検案が必須となる。首都直下型の死者数は1万8千人と想定されているが、もっと多くなる可能性もあるだろう。

26年に日医は災害対策基本法に基づく指定公共機関の指定を受けた。東日本大震災を契機に、日医・日歯をはじめとした医療関連団体に加えて、関係省庁も参画した被災者健康支援連絡協議会が設置されており、熊本地震での情報共有等にも寄与したが、27年には日医会長がこの協議会の代表として中央防災会議委員に任命されている。28年5月には防災基本計画が改定され、被災地における医療提供体制の確保継続に協力する組織としてJMATが記載された。日歯も同様である。同計画には災害医療コーディネーターの活用も明記されており、災害医療の重要性が再認識されている。

DMAT（災害派遣医療チーム：Disaster Medical Assistance Team）は、阪神淡路大震災後に整備された、災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チームである。一方のJMAT（日本医師会災害医療チーム：Japan Medical Association Team）はDMATと入れ替わるように現地に入り、避難所・救護所における医療や被災地の病院・診療所への診療支援を担う。

# 大規模災害時における歯科所見からの身元確認研修

## 身元確認作業の実施について

日本歯科医師会 災害時対策・警察歯科総合検討会議

杉浦隆彦委員



身元確認は災害の初期から、歯科医療救護や歯科保健活動に先行して対応しなければならない。

東日本大震災でも発災直後に警察からの協力要請があった。災害前から身元確認作業の訓練を実施していた地域では、初動対応が円滑に行われたと聞いている。

身元不明遺体がある場合、警察からの依頼に基づき遺体安置所で検視及び身元確認のための歯牙所見採取等が行われる。遺体数が少なければ地元の警察歯科医等だけで対応することも可能だが、大規模災害時には都道府県歯または隣接県歯を含めた日歯レベルでの対応が必要になる。

遺体の身元についてある程度の推定がなされている場合には、受診歴のある歯科医療機関から診療録を取り寄せ、遺体の所見と照合する。推定ができない場合には、作成したデンタルチャートを県警本部等に送り、照合システムに委ねる。デンタルチャートと生前記録の照合はITを活用した新たな照合システムの時代に入りつつある。

私は23年3月末に宮城県に入り石巻市等で身元確認作業に従事した。この時の経験については『東日本大震災から学ぶ身元確認の実際』と題した動画を日歯生涯研修ライブラリーに収載したの

で参照されたい。

現場での遺族対応は基本的には警察官の業務になるが、場合によっては歯科医師の説明が必要になることもある。近年では遺族対応の支援チーム（DMORT＝Disaster Mortuary Operational Response Team）がその役割を担うこともある。一方で、身元確認作業に従事する歯科医師等に生じるストレス反応への対応も求められる。

円滑な出動のためには、県警との協定・覚書等に基づく出動計画の策定が必要である。せっかくの協定も、担当者の交替等により内容が十分に把握できていないことも多い。毎年の訓練等で定期的にその内容を確認する習慣を付けたい。また、協力できる会員数を把握するための事前登録システムの整備や出動経験の把握、連絡システムの確立等も必要になる。

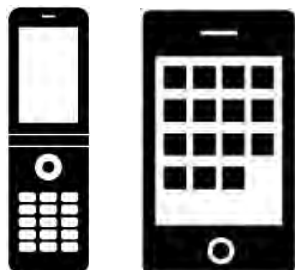
東日本大震災では水死者がほとんどで、さらに寒冷期であったため遺体の腐敗変形は少なかった。しかし南海トラフ巨大地震では、阪神淡路大震災と東日本大震災の混合型になることが想定されている。水死だけでなく焼死や圧死も多くなるということである。遺体損傷が大きければ大きいほど身元確認は困難になるため、より多くのマンパワーが必要になる可能性もある。

デンタルチャートの様式は日歯が示したものをを用いる。記載方法は東日本大震災での経験をもとに、より実践的な内容に改められている。できればデジタルX線写真も撮影したい。

生前記録との照合に当たっては、所見が一致しない部分があっても、歯科治療歴によっては矛盾しない場合もあるため、臨床経験をもとに検討を加える必要がある。

## ◎三重県歯科医師会会員の皆様へ

いざという時、スマホや携帯で安否情報を伝える！



**三重県歯科医師会では大規模災害発生に  
備えた安否確認システムを導入しています。  
登録のご協力をお願いします。**

三重県歯科医師会では、大規模災害発生時に会員と本会及び各郡市歯科医師会との連絡手段の一つとして、(株)セコムトラストシステムズが提供する「安否確認サービス（e革新きずな）」を導入しています。このシステムは、メールやWeb、音声電話を利用する双方向の情報伝達・集計システムで、自然災害や新型インフルエンザによるパンデミック等の緊急事態が発生した場合に、「会員・家族の安否確認」や「対策要員の緊急招集」「安否確認後の行動指示」等、初動対応の迅速・効率化に活用されるものです。システムの運用に当たっては、会員の皆様にメールアドレスをご自身で登録していただくことが必要になりますので、ご協力をよろしくお願いします。

登録方法等は三重県歯公式ウェブサイト会員用ページに掲載されていますが、ご不明な点等がございましたら三重県歯科医師会事務局（TEL：059-227-6488）までお問い合わせ下さい。

## 三重県歯科医師会メールマガジンをご登録下さい



三重県歯科医師会では、会員配布物の「E-MAIL配信登録」を行っています。このシステムは登録者ごとに専用のメールアドレスを割り当て、冊子やポスターを除くほとんどの文書をデータ配信するものです。E-MAIL配信登録者には、併せてメールマガジン（メルマガ）も配信されています。メルマガは毎週水曜日に配信され、三重県歯科医師会事業の最新情報や月間スケジュール、ウェブサイトの更新情報、学術関連情報、さらに毎月の歯科関連ニュースをまとめた「News Clip」等をお届けしています。

E-MAIL配信の登録方法は三重県歯公式ウェブサイト会員用ページをご参照いただくか、三重県歯科医師会事務局（TEL：059-227-6488）までお問い合わせ下さい。また、一度登録してもパソコンの買替時等にメールソフトでのアカウントの移行が行われていないとメルマガが配信されなくなる場合があります。もし、メルマガが届かなくなっている場合には、ご使用のパソコンの設定をご確認下さい。

# 平成28年度

## 第1回医療管理講習会

平成28年12月11日（日）

三重県歯科医師会館

12月11日（日）、平成28年度第1回医療管理講習会が開かれ、小畑法律事務所・小畑 真弁護士による講演「歯科医療トラブルの現状と心構え～安心して良質な医療を提供し続けるために～」が行われた。小畑氏は北海道大学歯学部卒で、歯科医師として10年以上の臨床経験を経た後に、弁護士になったという経歴の持ち主。今回はそうした経験を活かし、歯科医療に関わる医事紛争の現状とそれを防ぐための心構えについて講演した。歯科診療所において法律的な視点が必要になる理由を示したうえで、近年の歯科医療トラブルは歯科医師の説明義務違反について争われることが多いと述べ、その背景にインターネットやマスコミ報道等による情報の氾濫や、国民の権利意識の肥大化があることを指摘。そうした変化を認識したうえで対応すべきとした。また、医事紛争等で問われる歯科医師の責任について、民法で規定された請負契約と準委任契約の違い等をもとに解説。最高裁や厚生労働省等が示した説明義務の水準についても紹介した。歯科医療トラブルに対する日々の心構えとしては、患者の期待する治療ゴールが歯科医師の提供できる治療ゴールより高いレベルに設定されていると事後の不満を招く原因になることから、事前の説明の際に「何ができて、何ができないか」を明確に説明するべきと説いた。患者だけでなく、従業員（勤務医、スタッフ）とのトラブル例（就業規則の不備、労務管理の不十分）についても言及され、歯科診療所における適切な労務管理も今後の課題であると感じられた。

（医療管理委員・辻村政次郎 記）

## 歯科医療トラブルの現状と心構え ～安心して良質な医療を提供し続けるために～

小畑法律事務所・小畑 真弁護士



### ■ なぜ歯科医療に法律的な視点が必要なのか

医療においては、治療中心の医療から予防に重点を置いた医療への転換が謳われるようになって久しい。こうした変化によって様々なコストが低減できることが期待されている。このような考え方は、人の健康だけでなく、医療機関を含め、組織の健全な運営の維持に当たっても適用できる。患者との医事紛争やスタッフとの労務紛争は、で

きる限り未然に防ぎたい。一般企業ではすでにこうした「予防法務」という考え方が普及しており、種々の契約に際しては、しっかりとした、紛争を招かない契約書を作成することが当然のこととされている。小規模な歯科診療所では難しいかもしれないが、時代の趨勢としては理解しておいて欲しい。

国民の権利意識の肥大については日々、実感していることだろう。その背景に、現代社会では、真偽を問わず膨大な情報があふれていることが指摘できる。患者もスタッフも、自己の義務の履行はさておき、まず権利の確保を主張する傾向が強くなっている。「予防法務」の必要性は高まっているのだ。

その基本の一つが書類の整備である。従来は患者が治療計画を医療者に委ね、医療者が最善を尽くすことで患者が了解するというシンプルな関係で完結することが多かったが、もはやそんな時代ではない。治療に際しての説明についても「言った・言わない」のトラブルが後を絶たない。説明や治療計画一つとっても、書類として残しておくことが重要になっている。医事紛争対策のみでなく、あらゆる面で書類の整備は不可欠である。こうした法的な視点を備えた組織は社会的な信頼を得ることができるというメリットがあり、歯科衛生士等のスタッフ確保に当たっても有効な対策になる。

さらに超高齢社会という条件も考慮に入れる必要がある。それが顕在的であるか潜在的であるかを問わず、何らかの健康リスクを抱えた高齢者が日々歯科診療所を訪れている。歯科治療によるストレスが原因で全身状態の悪化を来した時に、適切な対応が取れない環境であったとすれば法的な責任を問われる可能性がある。訪問診療等では、より患者側のリスクが高いことを踏まえた準備が求められるだろう。

歯科診療所で法的な視点が関与する場面を表1に列挙した。こうしてみると、決して特殊な状況下だけではなく、日常のあらゆる場面に法律が関わっていることが分かる。

## 法的な視点が関係する主な場面

- 患者～歯科診療契約
  - ・診療録、契約書（同意書・説明書）
  - 患者トラブル
- スタッフ～労務管理、使用者責任
  - ・雇用契約・就業規則、労災保険、情報管理
  - 労務トラブル、スタッフ間トラブル、患者トラブル、情報漏洩
- 不動産・テナント～不動産売買契約・賃貸借契約
- 歯科関連業者～業務委託契約・リース契約・保険契約
- 事業譲渡
  - デューデリジェンス、譲渡対象の特定
- 保険医療機関及び保険医の個別指導

表1

患者との歯科診療契約に当たっては、保険診療においても、診療録をはじめとして定められた書類の作成が必要になるが、高額な自費診療等では同意書を作成する場合もあるだろう。その際にはその様式が法的に十分な内容を含んだものであるかどうか肝要である。

小規模診療所では就業規則を整備していない場合も多いが、法制度に適合する範囲で懲戒規程や服務規程をしっかりと定めることにより、自分が管理する診療所を守るツールとして有効に活用できる。近年ではスタッフによる情報漏洩の可能性にも十分に気を配るべきだろう。

不動産関連や様々な業者との契約も留意すべきポイントは多いし、今後は事業譲渡に係る知識も重要性が高まることが予想される。

## ■ 歯科医療トラブルの現状

歯科医療トラブルの特徴としては、説明義務違反が争われることが多いことや、口腔内という敏感で繊細な臓器を扱うため違和感を訴えやすく、患者がナーバスになっていること等が挙げられる。

また、意外なことだが、臨床経験が豊富な歯科医師ほど、大きなトラブルになりやすいという印象がある。社会及び患者が大きく変化している時代にあっては、過去の経験値がかえって適切な判断を阻害してしまうのかもしれない。

従来とは様相を異にする現代型患者トラブル増加の背景には、先述のインターネットやマスコミを通じた情報の氾濫がある。それを煽る医療ある

いは法務の専門家の存在も指摘できよう。

我が国の医療関係訴訟（地裁）の既済件数について、平成22年から27年までの推移を見ると、全体では年間約900件を超えていたものが経年的に微減して800件以下になっている。歯科は微増しつつ100件に迫ろうとしている。このため、割合で見ると22年は歯科が8.0%だったのに対し、27年では11.6%まで大きくなっている。診療科目別割合で見ると、内科(23.7%)・外科(16.1%)・整形外科(12.7%)に次いで歯科が4位である。

## ■ 歯科医師の責任と義務

歯科医療トラブルで問われる責任としては、①民事上の責任：損害賠償責任（債務不履行、不法行為）②刑事上の責任：業務上過失致死傷罪等③行政上の責任：行政処分（保険医取消等）④社会的制裁－等が挙げられる。

民事裁判での損害賠償請求では、そのほとんどが民法第415条（債務不履行による損害賠償）及び第709条（不法行為による損害賠償）に基づいて行われる（表2）。

### 民法

#### （債務不履行による損害賠償）

第415条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

#### （不法行為による損害賠償）

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

表2

両者は異なるものだが、医療裁判では概ね同様に扱われるので、ここではその要件がより分かりやすい不法行為を例に挙げて損害賠償について解説する。

損害賠償請求が成立するには、①故意又は過失（注意義務違反）②作為又は不作为 ③損害 ④因果関係－の4つが必要である（図1）。原則としては請求する側が、証拠をもとにこの4要件を示さ

なければならない。ここに患者側から見た医療訴訟の難しさがある。

### 何をしたらお金を払わなければならないのか

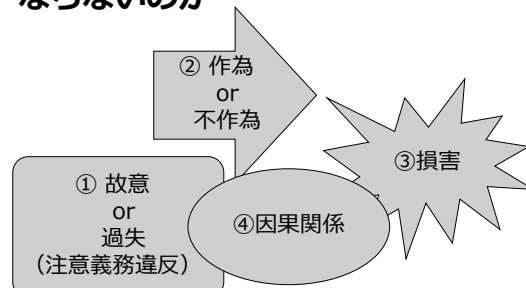


図1

歯科医師が負っている注意義務は、①法律上の義務 ②歯科診療契約上の義務－に大別される。

法律上の義務には、①歯科医師法上の義務 ②歯科衛生士法上の義務 ③刑法上の義務（守秘義務、診断書の虚偽記載等）④医療法（医療広告等）、保険医療機関及び保険医療養担当規則等の諸法令に定められた各義務 ⑤労務管理上の義務 ⑥税務上の義務－がある。

一方の「歯科診療契約上の義務」を考えるには、「歯科診療契約の法的位置付け」を明らかにしておく必要がある。ポイントは歯科診療契約が請負契約なのか準委任契約なのかという判断である（表3）。

### 民法

#### （請負）

第623条 請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

#### （委任）

第643条 委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

#### （準委任）

第656条 この節の規定は、法律行為でない事務の委託について準用する。

表3

請負契約は民法第623条に規定されているとおり、結果に焦点が当てられたものである。逆に第643条が規定する委任契約は行為に焦点が当たっ

ている。医療は法律行為ではないため、結果に焦点が当てられているとすれば請負契約、行為に焦点が当てられているとすれば、準委任契約として扱うという判断になる。

この論争については、現在では一定の結論が出ている。13年2月の東京地裁判決では「歯列矯正治療契約は、生体に矯正力を加えることにより咬合状態の不正を改善することを目的とするものであるから、矯正治療契約の法的性質は準委任契約であり、仕事の完成を目的とする請負契約ではない」とされた。24年2月には同じく東京地裁で「インプラント治療契約は、他の医療領域と同様、生体反応の個体差や多様性を前提とするものであること等から、請負契約ではなく、準委任契約」とされた。これらを踏まえて、現在、医療行為については、原則として「準委任契約」として扱われている。

民法第644条では「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う」とされている。これは「善管注意義務」と称されるもので、業務を委任された人の職業や専門家としての能力、社会的地位等から考えて通常期待される注意義務を指し、歯科医療について言えば「歯科医師として適切な対応をする注意義務」ということになる（図2）。

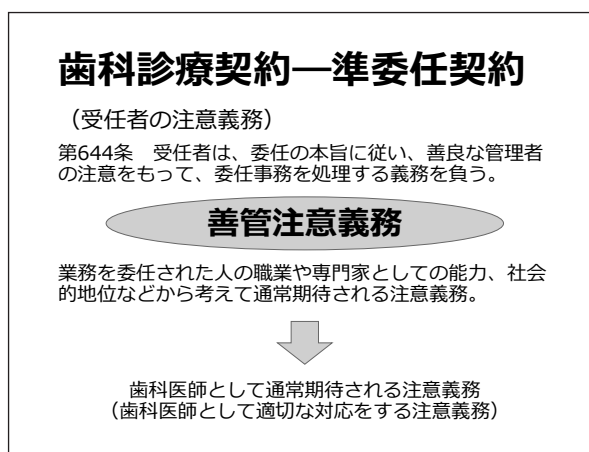


図2

判例から見た歯科診療契約の注意義務としては、①医療水準に適う診療を行う義務（診療ガイドライン）②説明義務（インフォームド・コンセント）③問診義務 ④研鑽義務 ⑤転送義務・転医指示義務

⑥カルテ開示義務—等がある。

近年、医療水準の判断に当たって重要な判断材料とみなされるようになったものが「診療ガイドライン」（科学的根拠に基づき、系統的な手法により作成された推奨を含む文書）である。例えば大阪地方裁判所医事部の審理運営方針には、「医薬品の添付文書や診療ガイドラインは特に重要な証拠である」「改版に留意し、過失の立証に供する文献については、診療行為の時点における文献を提出する」等が明記されている。全ての医療行為が診療ガイドラインに沿って行われなければならないわけではないが、診療ガイドラインの推奨と異なる医療行為を選択した場合には、その理由を問われる可能性がある。

患者への説明義務については、過去の最高裁の判決でも触れられており（13年11月27日、18年10月27日判決）、手術の実施に当たっては、①当該疾患の診断（病名と病状）②実施予定の手術の内容 ③手術に付随する危険性 ④他に選択可能な治療法があれば、その内容と利害損失、予後等—について説明するとともに、⑤医療水準として確立した療法（術式）が複数存在する場合には患者がそのいずれかを選択するかにつき熟慮のうえ、判断することができるような仕方で、それぞれの療法（術式）の違いや利害損失を分かりやすく説明すること—が求められている。

15年9月に厚労省がまとめた「診療情報等の提供に関する指針」でも「医療従事者は、原則として、診療中の患者に対して、次に掲げる事項等について丁寧に説明しなければならない」として、7つの項目が挙げられているが、歯科においては第5項「代替的治療法がある場合には、その内容及び利害得失（患者が負担すべき費用が大きく異なる場合には、それぞれの場合の費用を含む）」及び第6項「手術や侵襲的な検査を行う場合には、その概要、危険性、実施しない場合の危険性及び合併症の有無」に留意する必要があるだろう。

歯科においては以下のような特殊性も踏まえ、より丁寧な説明が求められていると認識しておきたい。①医科に比べて、生命・身体への重大な危

機が生じている場合は少ないため、緊急性が乏しく、説明や同意を得る時間的余裕がある ②抜歯や歯の削合といった、一度実施すると不可逆な処置が多い ③適応可能な治療方法や使用する材料についての選択の幅が大きい ④保険診療と自由診療がともに広く行われているとともに、自由診療は保険診療に比べて高額である ⑤外貌への影響が大きく、患者の健康の維持回復の観点だけではなく、審美的要素があり、これに対する患者の期待も大きいことがある一。

### ■ 歯科医療トラブルに対する日々の心構え

先述したように、歯科医療紛争は説明義務違反が争われることが多いが、その原因は患者がコミュニケーション不足に最も大きな不満を持つことにある。診療内容の不備を主張することが難しい反面、説明義務違反は患者側から主張しやすいこともあるだろう。一方で、歯科医師側も今までこの部分をおざなりにしてきた事実を反省すべきだろう。インフォームド・コンセントという言葉が「説明と同意」として理解されるようになったが、より適切な「説明」を行い、真の「同意」を得ることが重要だ。

患者は「歯科医師はとりわけ自費治療については、患者の要望を全て聞き入れて、患者が満足いく結果を出すべき義務がある」と考えてしまう場合がある。歯科医師側が自らそのような高いハードルを設定し、それを超えようとする事自体は構わないが、患者側が求めるゴールが、歯科医師が実現可能なゴールより高いレベルに設定されている場合にはそこに不満が生じてしまう。これがトラブルの根源である。歯科医師は治療前に患者に対して、「何ができて、何ができないか」を明確に説明しておく必要がある。歯科医療機関のサイト等を見ていると、インプラント治療等で「〇年保証」等と謳っている事例があるが、“保証”は準委任契約とは馴染まない。そうした保証を謳うのならば、自ら「請負契約」的な性格を付与していることを認識したうえで行うべきだろう（保険診療の補綴物維持管理料は制度上の決まりであり、



医療契約とは別物である）。

どれだけ説明したとしても、紛争になった場合にはその証拠が必要になる。普段から診療録や同意書にしっかりと記録を残す習慣を付けておきたい。患者とのやり取り等を録音しておくことが有効な場合もあるが、相手方も録音している可能性があるので自分やスタッフの発言にも注意する。

当然のことながら、日々歯科医師として多岐にわたる力を研鑽することは欠かせない。様々な学会から出されている診療ガイドライン等の情報収集を怠らず、常にアップデートしておかなければならない。さらに歯科診療所の管理者には、歯科医学的な技術や知識にとどまらず、スタッフ教育や医業経営、法務やコミュニケーション能力も求められるようになってきている。これらをバランスよく高めていくことが理想だが、全てを完璧にこなすことは難しい。不得意な分野については外注することも一つの方法である。そのようにして、真のチーム医療を実現すればよいのである。

歯科診療所内では、管理者である歯科医師と様々なスタッフが情報を共有することが望ましい。患者とのトラブルが発生した時、どのような対応を取るかという方針が決まっても、それが共有されていなければ事態を悪化させてしまうこともある。それ以前に、その診療所がどのような理念、志を持って歯科医療を行うのかについて、常日頃からすり合わせを行っておきたい。

トラブルを深刻化させないためには、こじらせる前に先手先手で対処するようにしたい。また、一人で抱え込むことなく、何かあった時に相談できる環境づくりをしておくことも有効である。

## 名古屋国税局管内税務指導者協議会

平成28年12月15日（木） ホテルグリーンパーク津



12月15日(木)、名古屋国税局管内税務指導者協議会が開かれた。この会合は毎年、名古屋国税局管内の東海4県の歯科医師会税務担当者らが一堂に会し、税務関連事業について連絡・協議を行うとともに、名古屋国税局から担当者を迎えて意見交換を行っているもので、今年度は三重県が当番県のため津市で開催された。三重県歯からは田所会長、中井副会長、大杉副会長、早川副会長、稲本専務理事、桑名理事、伊藤理事及び医療管理委員と植村顧問税理士が出席。太田常務理事も日歯の税務・青色申告委員会副委員長として参加し、協議会の冒頭でこの1年間の委員会活動について報告した。

第1部前半の協議では、各県歯の税務関連事業について報告があり、▽税務調査アンケートの回収率の向上方法▽決算書の収集・分析後の会員への周知方法―等について意見を交わした。

後半には、太田常務理事と日歯の伊東 貞嘱託税理士がそれぞれ講演。太田常務理事は「消費税問題と医療税制について」と題して、医療に係る消費税についての4年余りの議論の推移を詳述。控除対象外消費税への対応について、日医・日薬等の医療系各団体が、日歯が以前から主張してきた非課税・申告還付の方向で概ね一致するに至っ



た経緯を説明し、12月8日(木)に決定されたばかりの29年度与党税制改正大綱の概要についても紹介した。伊東嘱託税理士は「歯科医業経営の現況について」と題して講演し、歯科クリニック経営改善のポイントを解説した。

第2部からは名古屋国税局課税第一部個人課税課の伊藤嘉浩課長と宮島巨樹連絡調整官が出席し、歯科医師会側の出席者と意見交換。伊藤課長からは税務行政について説明があり、e-TAXの普及状況は前年の68.2%から71.1%へと上昇し、歯科は他職種に比べて普及率が高いとして、謝意が示された。宮島調整官からは税務調査の現況について報告があり、歯科では一件当たりの追徴課税は微増したが、重加算税は減少している旨の報告があった。さらに所得税・消費税に関する誤りやすい事例が解説され、最後に消費税の軽減税率制度についても説明された。

また、桑名理事は東海4県の税務調査アンケート結果について説明。アンケート回収率が低かったため情報量は少なかったものの、国税局側との意見交換に活かされ、その後の質疑応答では日歯及び各県の顧問税理士から国税局担当者へ多くの質問が寄せられた。

(理事・伊藤法彦 記)

## 平成28年度 BLSヘルスケアプロバイダーコース（G2010）

平成28年11月27日（日） 三重県歯科医師会館

11月27日（日）、平成28年度BLSヘルスケアプロバイダーコース（G2010）が開かれた。この講習会はAHA（アメリカ心臓協会）の心肺蘇生と救急心血管治療（CPR&ECC）を学ぶもので、県内の歯科医師や診療所スタッフ等19名が終日の実習に参加。最後に行われた試験をクリアして、全員がBLSヘルスケアプロバイダーの資格を得た。



この講習はAHAの心肺蘇生法ガイドラインに準拠して行われているが、2015年10月に「ガイドラインアップデート2015」が発表されていることから、実習に先立って三重大学救命救急センターの石倉 健医師よりG2010からの主な変更点が解説された。その後、DVDを供覧のうえ、幼児・小児・成人全ての年齢層におけるCPR（心肺蘇生法）についてマネキンを使って実習。次いで、AED（自動体外式除細動器）の使用方法や、窒息（異物による気道閉塞）の解除方法、突然の心停止等の緊急事態への対応についても実習した。

「アップデート2015」の変更点を踏まえた成人心停止BLSアルゴリズムは以下のとおりである。  
①まず「周囲の安全確認」を行う（従来のアルゴリズムには明記されていなかった）②傷病者に反応がなければ即座に周囲に助けを求める ③携帯電話端末で救急対応システムに通報する ④AED及び救急治療用器材を取りに行く（あるいは手配を頼む）⑤反応の確認後に呼吸、脈拍触知を同時

に10秒以内に評価する ⑥胸骨圧迫の強さは5 cm以上6 cm以下（6 cm以上押すのはほぼ不可能）⑦胸骨圧迫の速さは100～120回／分、BLSのうち60％以上の時間は胸骨圧迫を行う（60％以上の胸骨圧迫は、交替に要する時間を最小限にすることやポケットマスク装着の時間を要領よく行わないと難しい）。

受講者は以上のことを念頭に置いて各グループに分かれ、インストラクターの指示に従いながら実習を行った。特に胸骨圧迫は単に力強く速く押すだけでは意味がなく、「一度圧迫したら胸壁が元に戻るまで待って再度押す」という基本事項について細かくチェックされた。また、人口呼吸においても、息を吹き込み過ぎることは避けるべきであり、適切な換気も必要である（過換気を避ける）ことが強調された。

歯科診療所においても、高齢者や有病者を治療する機会が増加しており、予期せぬ医療事故に遭遇する可能性が高まっている。歯科治療時に心停止や窒息という生命の危機的状況に陥った患者を救うためには、歯科医師だけでなくスタッフ全員で救急救命処置に関わる必要がある。我々は医療従事者として一般市民よりも質の高いCPRが実践できるよう、常に知識をアップデートするとともに、院内ミーティング等で定期的な研修・訓練を実施することが重要であることを再認識する機会となった。

（理事・伊藤法彦 記）

平成28年度

December

## 第9回理事会

平成28年12月1日（木）

三重県歯科医師会館

## 「認知症対応力向上セミナー」郡市会で開催へ

12月1日(木)、平成28年度第9回理事会が開かれた。田所会長は11月22日(火)に日本老年歯科医学会が「高齢期における口腔機能低下」の概念と診断基準に関する学会見解を発表したことや、日歯の堀 憲郎会長が次期会長予備選挙への出馬を表明したことを報告。社会保障委員会からは「疑義解釈(その8)」の発出や「リグロス歯科用液キット」の保険適用について、医療管理委員会からは29年4月からの個人情報保護法の適用拡大について解説があった。公衆衛生委員会は11月20日(日)に開かれた第1回日本子ども虐待防止歯科研究会学術大会で羽根常務理事が三重県歯の児童虐待予防の取組みについて発表したことや、10月の郡市会長会議で呼び掛けたコ・デンタルスタッフ向けの「認知症対応力向上セミナー」について、すでに8つの郡市会での開催が決まっていること等を報告した。協議では29年度事業計画や、29年3月に開かれる日歯代議員会での質問について意見を交わし、議事では事業所歯科健診料の改定案が了承された。

## 委員会事業等報告

## ●社会保障委員会

【事業活動】個別指導・自主懇談・新規自主懇談、亀山歯科医師会社保講習会(11/13)、保険医新規集団指導、第3回社会保障委員会、特定社保講習会(11/24)【出席会議】社保・国保審査委員会合同協議会(11/24)【報告事項】社保通知No.8「疑義解釈(その8)」、歯科関連医薬品「リグロス歯科用液キット」の保険適用、被爆者援護対策における「被爆者一般疾病医療機関」の指定

## ●医療管理委員会



【事業活動】平成28年度BLSヘルスケアプロバイダーコース(11/27)、名古屋国税局管内税務指導者協議会事前打合せ(12/1)【出席会議】医療法人制度改革に係る説明会(11/17)【報告事項】新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種(医療分野)の登録、個人情報保護法の適用拡大(29年4月)、「口腔外バキューム」の納期に関する報告(第2報)、『三歯会報』12・1月号植村顧問記事、平成28年度歯科衛生士養成学校に対する三重県歯会長表彰候補者の推薦、歯科相談(4件)【協議事項】平成29年度歯科助手講習会(日程案)

## ●学術委員会

【報告事項】研修会・講習会、医薬品関連情報(県歯HP)、平成29年度日歯生涯研修セミナーの実施、平成28年度学術研修会助成事業申請(尾鷲、伊勢地区)、マウスガードのポスターとリーフレット配布、日本糖尿病協会歯科医師登録医制度の更新等、日歯雑誌『都道府県学術レポート』【協議事項】平成29年度第1回学術研

修会(9/3)

### ●福祉厚生委員会

【事業活動】第41回睦寿会総会及び親睦会(11/23)【報告事項】愛知県医療信用組合のチラシの送付(教育ローン)

### ●公衆衛生委員会



【事業活動】みえ こどもの城「オレンジまつり」(11/5)、第21回三重県歯科保健大会(11/6)、「いい歯の日」街頭啓発(11/7)、児童相談所一時保護所入所者に対する歯科健診・歯科保健指導(11/17)、第11回「子育て応援！わくわくフェスタ」(11/20)【出席会議】日本スポーツ振興センター学校安全業務運営会議(11/7)、平成28年度熊野市小学校フッ化物洗口検証会(11/10)、三重県要保護児童対策協議会(11/16)、第60回三重県学校保健安全研究大会、第2回公衆衛生委員会(11/17)、第18回みえ摂食嚥下リハビリテーション研究会学術集会及び世話人会

(11/19)【報告事項】認知症対応力向上セミナー、三重県歯科保健大会参加者数、かむかむレシピ集、がん患者歯科医療連携登録歯科医名簿の更新、『ママごはん』1月号、後期高齢者歯科健診中間報告結果(10/31現在)

### ●広報情報委員会

【事業活動】第21回三重県歯科保健大会取材(11/6)、三重テレビ『とってもワクドキ！』(11/3)、FM三重『はぴはぴ子育て』(11/11放送)【報告事項】新聞記事(三重県歯科保健大会、「いい歯の日」街頭啓発)【協議事項】三重テレビ新春テレビスポット、会員名簿の更新

### ●災害時の対応・体制に関する委員会

【報告事項】SECOM登録状況(11/25現在)、SECOM安否確認訓練の結果(11/15)、大規模災害時における歯科所見からの身元確認研修、全国7地区日歯平成28年度災害歯科コーディネーター(災害歯科保健・身元確認)研修会(12/4)

### ●日歯委員会報告

【地域保健委員会】標準的な成人歯科健診プログラム・保健指導マニュアル(生活歯援プログラム)の活用に向けた研修会(11/3)、第2回がん診療医科歯科連携推進協議会幹事会、第2回がん診療医科歯科連携推進協議会運営管理委員会、第14回フォーラム8020(11/9)、第1回日本子ども虐待防止歯科研究会学術大会(11/20)

## その他の報告

1. 障害者歯科センター報告
2. 介護保険給付審査会報告
3. 都道府県歯専務理事連絡協議会(11/16)

## 協議事項

1. 平成28年度新入会員講習会について
2. 平成29年度事業計画について
3. 第184回日歯代議員会事前質問について

## 議題

- 第1号：郡市会長会議の招集並びに附議事項に関する件
- 第2号：入会申請について／山口晋司(津)
- 第3号：互助会入会申請について
- 第4号：互助会給付について(11/3～11/30申請分)
- 第5号：事業所歯科健診料の改定について

平成28年度

## 第5回郡市会長会議

December

平成28年12月18日（日）

三重県歯科医師会館

## 地域医療構想調整会議について報告・協議

12月18日（日）、平成28年度第5回郡市会長会議が開かれた。会長報告では、田所会長が11月25日（金）に開かれた第3回歯科医師の資質向上に関する検討会での歯科医師需給に関する資料を詳しく紹介。太田常務理事が平成29年度与党税制改正大綱についての解説を補足した。稲本専務理事は選挙管理委員会で決定された三重県歯の次期会長予備選挙の詳細を示し、早川副会長からは、従業員の採用選考等に際して、応募者の適性・能力とは関係ない事項についての質問を行うことのないよう注意喚起があった。12月4日（日）に実施された大規模災害時における歯科所見からの身元確認研修については、参加した郡市会長らから好意的な評価が多数寄せられ、より多くの会員が参加できるよう継続した開催を求める声も聞かれた。協議では、11月に県内8か所で開かれた地域医療構想調整会議について、出席した郡市会長らが報告。いずれの地域でも病床数の議論に時間が割かれ、地域での課題に踏み込んだ協議に至らないのが現状だが、年度末に予定されている三重県地域医療構想策定に向けて、歯科医療が寄与する内容をできる限り盛り込むよう努める方針で一致した。その他、29年度事業計画についての協議で、小学校でのフッ化物洗口拡大に向けた取組みの進捗状況やマウスガード普及対策について意見を交わした他、薬剤関連顎骨壊死への対応等についても情報交換が行われた。

## 会長報告



## 日歯会長予備選挙

日歯の堀 憲郎会長は11月24日（木）の定例会見後に、九州・近北等、複数の地区からの推薦を受け、次期会長予備選挙へ立候補する意思を明らかにした。東海信越地区からも今年度の当番県である三重県歯会長名で推薦。併せて三重県歯単独でも推薦している。なお、代議員と

選挙人による投票締切りは2月17日（金）で、即日開票される。

## 歯科医師の資質向上に関する検討会

11月25日（金）、厚労省の歯科医師の資質向上に関する検討会が3回目の会合を開き、これまで3つのワーキンググループ（WG）で行われてきた議論を振り返り、今後は歯科医療の需要と働き方を含めた「あるべき歯科医療提供体制」を提示できるよう話を進めていくとの方向性を確認した。この日提出された資料（「これまでの考え方に基づく歯科医師数の需給推計」）をもとに、12月13日（火）に読売新聞が「（厚労省は）歯学部定員の削減や国家試験の合格基準引き上げを検討する」と報じたが、厚労省側は「現時点ではそうした検討はしていない」と、報道内容の一部を否定している。

## 高齢期における口腔機能低下の診断基準について

11月22日(火)、日本老年歯科医学会が「高齢期における口腔機能低下」の概念と診断基準を発表した。「健康」と従来からある「口腔機能障害」の途中段階に「オーラルフレイル」と「口腔機能低下症」があると仮定して見解をまとめたもので、①口腔不潔 ②口腔乾燥 ③咬合力低下 ④舌・口唇運動機能低下 ⑤低舌圧 ⑥咀嚼機能低下 ⑦嚥下機能低下の7項目を検査し、このうち3項目が基準以下であれば「口腔機能低下症」と判定するとしている。

## 29年度与党税制改正大綱（太田常務理事）

12月8日(木)、自民・公明両党は29年度税制

改正大綱を決定した（この後、22日(木)に閣議決定）。医療に係る消費税については今回も検討事項として言及されているが、「消費税率が10%に引き上げられることが予定される中」「平成29年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る」とされていたものが、「消費税率が10%に引き上げられるまでに」という形で先送りされるとともに、「税制上の措置について」という文言がカットされたことで、課税転換の可能性がなくなったと読み取れる。社会保険診療報酬に係る所得計算の特例措置（いわゆる四段階制）及び事業税非課税の特例措置については特に言及なく存続される見込み。

## 一般会務報告



## 会員数

28年4月1日～12月16日の期間で入会7名、

退会10名。現会員数869名。

## 次期会長予備選挙

12月15日(木)に選挙管理委員会を開き、次期会長予備選挙について協議。日程を決定した。

2月6日(月)告示、3月2日(木)立候補届け出締切り、4月16日(日)投開票等。

## 平成28年度新入会員講習会

3月12日(日)に開催予定。対象者は7名。

## 三重県歯の年末年始の業務

年末年始の休業期間は12月29日(木)から1月4日(水)。

## 委員会事業報告

### 【学術】（蛭川理事）

#### 平成28年度第2回学術研修会

2月5日(日)に開催予定。今回は三重大学医学部附属病院糖尿病・内分泌内科より、古田範子外来副主任と矢野 裕病院教授を講師に迎え、「糖尿病の基礎知識」及び「糖尿病と歯科疾患の関係」と題した講演を企画した。糖尿病に関する知識を整理するとともに、今後の地域連携のあり方について考える機会としたい。

#### 平成28年度郡市会学術研修会助成事業

5つの郡市会が未申請。今年度開催分の申請は12月31日(土)なので注意されたい。

### 【公衆衛生】（羽根常務理事）

#### 第21回三重県歯科保健大会開催結果

11月6日(日)に伊勢市観光文化会館で第21回三重県歯科保健大会を開催。約500名の来場があった。関係者の協力に感謝する。次回は29年11月3日(金・祝)に桑名市民会館で開催予定。

#### 平成28年度三重県後期高齢者歯科健診

12月13日(火)現在で6,272件の受診があった。受診率は16.0%。

#### 平成28年度内研修会予定

▽12月25日(日)・第2回歯科医師認知症対応力向上研修▽29年1月29日(日)・第6回地域包

括ケア歯科医療従事者養成講座▽2月9日(木)

・第8回みえ歯ートネット研修会▽2月16日

(木)・学校歯科保健先進地視察研修－を予定。

「認知症対応力向上セミナー」開催予定

1月以降に8郡市会での開催が決定した。

【社会保障】(大杉副会長、前田理事)

被爆者一般疾病医療機関の指定

三重県では被爆者健康手帳を所持する患者(県内の対象者は約380名)の公費請求について、従来みなし指定としてきたが、29年4月より申請に基づく指定を行うことになった。3月末までに申請されたい。

平成28年度社保連絡No.2

11月に開催された社保・国保審査委員会合同協議会等で合意された審査上の取扱いについて、平成28年度社保連絡No.2として会員周知を行った。請求漏れのないよう留意されたい。

「リグロス歯科用液キット」の保険適用

中医協で歯槽骨の欠損に効能・効果がある「リグロス歯科用液キット」の保険適用が承認された。薬価は600 $\mu$ gが2万670円、同1,200 $\mu$ gが2万7,802円(11月18日(金)収載)。歯肉剥離搔爬手術時に使用可能で、手術の所定点数に薬剤料を合算して算定する。

介護給付適正化事業における照会事項

国保連合会では介護保険者の委託を受け介護給付適正化事業を行っているが、介護保険事業所への照会事項として、①医療情報との突合 ②縦覧点検 ③要介護認定情報と給付の関係一等が取りまとめられた。

【医療管理】(桑名理事)

28年医療従事者の届け出並びに調査

28年は2年に一度の医療従事者の届け出並びに調査の年に当たり、歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士等はそれぞれ定められた事項について国または都道府県に届け出ることになっている。12月31日時点での状況を報告するものなので、1年半ばに提出すればよいはずであるが、今回、県からは12月16日(金)の提出が依頼されていたため、県歯より適正な対応を求めた。

ダイレクトFAX等に対する注意喚起(日歯)

歯科医療機関に対して、メールやFAX、郵送等で様々な勧誘・広告が行われている。全てに問題があるわけではないが慎重かつ適切な対応を図られたい。

年末年始の各郡市会の診療状況

四日市・鈴鹿・津・松阪・伊勢は休日診療所で、桑員・亀山・南紀・伊賀は輪番制で対応。

医療事故調査制度状況報告(10月・11月)

11月末で、医療事故報告は累計453件、院内調査結果報告は累計204件、相談件数は累計2,153件、センター調査の依頼件数は累計18件。

平成28年度第2回医療管理講習会

3月12日(日)開催予定。講師は日歯の瀬古口常務理事を予定。

従業員の公正な採用選考について

採用選考に当たっては、応募者の適性・能力のみを基準として行うことが求められている。家族状況や生活環境といった事柄については、採用基準としないつもりでも、把握すれば結果として採否決定に影響を与える可能性があるため、面接時等にこうした事柄について質問することのないよう徹底されたい。

## その他の報告

SECOM安否確認登録状況

12月14日(水)現在の登録状況は会員863名中772名(89.46%)。11月15日(火)に実施した訓練では、会員863名中494名(57.24%)からの安否報告があった。

大規模災害時における歯科所見からの身元確認研

修及び全国7地区日歯平成28年度災害歯科コーディネーター研修会(12/4)結果報告

「大規模災害時における歯科所見からの身元確認研修」には74名が参加。災害歯科コーディネーター研修会には127名が参加した(P.1参照)。

## 協議事項

### 地域医療構想について

田所会長は12月に公表された三重県地域医療構想の中間案を示しつつ、県下8つの地域医療構想調整会議に出席している郡市会長らに対し、地域医療構想の最終案取りまとめに向けては、医師会とも連携しながら歯科医療の果たしうる貢献をできる限り盛り込むよう努めることを求めた。また、パブリックコメントの募集も予定されていることから（12月28日（水）から募集開始）、三重県歯としてもコメントしたいとの意向を明らかにした。

郡市会長らからは各調整会議の状況について報告があったが、依然として必要病床数の推計等についての議論が中心であり、歯科からの発言が難しい状況であることがうかがわれた。

### 平成29年度事業計画について

田所会長より28年度と同様、「みえ 歯と口腔の健康づくり条例」に沿った公益事業と、それを支える共益事業を両輪とした会務運営を行う方針が示された後、各担当役員が29年度の事業計画案について説明した。

学術研修事業では、平成30年度インターハイ及び33年度国体を見据えて、県スポーツデスティスト（仮称）養成事業をスタートする意向。公衆衛生啓発事業では、県が進めるフッ化物洗口事業の普及に向けたサポートを継続する他、口腔機能向上事業や事業所歯科健診のさらなる推進に努める。医療提供体制整備事業では医療安全に係る講習会や歯科衛生士を中心とした人材確保事業を行う。社保関連では平均点数の低迷打破を目標とした全体講習会を企画している。広報・情報関連では役員名簿及び会員名簿を更新するとともに、2年ぶりに最新歯科医療実態調査を実施する。

小学校でのフッ化物洗口については、斎藤会長（南紀）から12月に開かれた平成28年度熊野市小学校フッ化物洗口事業検証会議について

報告があり、長井会長（松阪）からは松阪市でも30年度から6校での実施が決まったことが明らかにされた。5か年計画で30校での実施を目指すという。



### 郡市会長からの提案事項について

長井会長から筑波大学附属聴覚特別支援学校歯科技工科について紹介があり、県内の対象者に県の奨学金の活用も含め推奨して欲しいとの要望が示され、田所会長は「情報提供は可能」と回答した。



北川会長（鈴鹿）からは薬剤関連顎骨壊死に関連して、鈴鹿市骨粗鬆症ネットワークの会合に参加したことを含め情報提供があり、永田会長（四日市）からも、1月に「顎骨壊死検討委員会ポジションペーパー2016」についての説明会を予定していること等が報告された。医師会主催の講習会にも参加する予定とのこと。

（広報情報委員・川村英司 記）

平成28年度

January

## 第10回理事会

平成29年1月8日(日)

三重県歯科医師会館

## 29年度事業計画について田所会長が指示



1月8日(日)、平成28年度第10回理事会が開かれた。会合では、29年度事業計画について田所会長が分野ごとに重点を置く施策について指示。社会保険診療報酬については平均点数の引上げを、地域保健では健診事業のさらなる拡大等を求めた。各担当はこれを踏まえて具体的な計画策定を進めていく。議事では次期会長及び役員選挙の実施について承認した他、6月に名古屋市で開催される日本老年歯科医学会第28回学術大会を後援することを決定。この学会は「第30回日本老年学会総会」として、日本老年歯科医学会を含む7つの学会が合同で開催するもの。日本老年歯科医学会は昨年末に「高齢期における口腔機能低下」の概念と診断基準についての見解を、日本老年学会は1月5日(木)に高齢者の定義と区分に関する提言を公表する等、注目が集まっているが、6月の総会は医科・歯科含めた国内の第一人者が一堂に会する機会であり、三重県歯としても積極的に参加する方針で一致した。また、11月16日(木)に三重県で開催される第67回全国学校歯科医協議会では、東京都開業の森岡俊介氏を講師に迎え歯科保健から見た児童虐待防止についての講演を行うことも了承された。

## 委員会事業等報告

## ●社会保障委員会

【事業活動】個別指導・自主懇談

## ●医療管理委員会

【事業活動】名古屋国税局管内税務指導者協議会(12/15)【出席会議】東海ブロックHIV歯科医療体制連絡協議会(12/17)【報告事項】平成28年度第2回医療管理講習会(抄録)、歯科相談

(4件)

## ●学術委員会

【報告事項】研修会・講習会、医薬品関連情報(県歯HP)、平成29年度日歯生涯研修セミナー、平成28年度学術研修会助成事業申請(桑員、四日市、亀山、松阪、鳥羽志摩、南紀)、平成30年度全国高校総体ポスター配布、貸出図書・

DVDの新規購入【協議事項】有病者歯科医療  
実践のためのスキルアップセミナー

#### ●公衆衛生委員会



【事業活動】日本歯科医学会歯科医療関係者向け研修会(11/27)、長谷山荘歯磨き講習会(12/6)、三重県後期高齢者歯科健診・健診票確認作業、児童相談所一時保護所入所者に対する歯科健診・歯科保健指導(12/15)、第4回全国共通がん医科歯科連携講習会(12/18)、第2回歯科医師認知症対応力向上研修(12/25)、第69回三重県公衆衛生学会発表(1/6)【出席会議】第37回全国歯科保健大会(12/10)【報告事項】厚労省通知「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の一層の推進について」、三重県後期高齢者歯科健診受診件数、事業所歯科健診(実施要綱・契約書覚書)【協議事項】第67回全国学校歯科医協議会・講演内容(11/16、三重県開催予定)

#### ●広報情報委員会

【事業活動】三重テレビ『とってもワクドキ!』

#### その他の報告

1. 障害者歯科センター報告
2. 第2回三重県国保運営協議会準備委員会(11/30)

#### 議題

- 第1号：日本老年歯科医学会第28回学術大会後援名義の使用について
- 第2号：次期会長予備選挙について
- 第3号：次期役員選挙について
- 第4号：互助会給付について(12/1～1/7申請分)



(12/8)、三重テレビ「新春テレビスポット」、FM三重『はぴはぴ子育て』(12/9放送)【報告事項】会員モニターアンケート「日歯広報活動について」【協議事項】平成29年度『三 歯会報』広告協賛依頼先、日本老年歯科医学会第28回学術大会周知

#### ●災害時の対応・体制に関する委員会



【報告事項】SECOM登録状況(1/5現在)

#### ●日歯委員会報告

【地域保健委員会】第4回高齢者歯科保健・介護保険部門打合せ(12/14)

#### 協議事項

1. 平成29年度事業計画について
2. 次期日歯代議員会事前質問について

## セルフメディケーション税制について

Q：平成29年1月から適用される医療費控除の特例について教えてください。

A：個人の健康管理に係る自発的な取組（セルフメディケーション）を推進するため、医療用医薬品と同じ有効成分が含まれる市販薬（いわゆるスイッチOTC医薬品）の購入費用に係る医療費控除の特例が設けられました。この特例をセルフメディケーション税制といい、その内容は、次のとおりです。

居住者が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において、その居住者が年中に健康の保持増進及び疾病の予防への「一定の取組」を行っているときにおける医療費控除については、その者の選択により、従前からの医療費控除に代えて次の算式で計算した金額が医療費控除の額になります（租税特別措置法41の17の2）。この特例による医療費控除と従前からの医療費控除は、いずれかを選択して適用（重複適用不可）することとなりますので、この特例による医療費控除の適用を受ける場合には、たとえこの特例の対象となる特定一般用医薬品等購入費以外の医療費の額が従前からの医療費控除の適用下限額（10万円と合計所得金額の5%相当額のいずれか低い方の金額）を超える場合であっても従前からの医療費控除を併せて適用することはできません。

$$\left[ \left( \begin{array}{l} \text{支払った特定} \\ \text{一般用医薬品} \\ \text{等購入費の額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{保険金、損害} \\ \text{賠償金などで} \\ \text{補填される金額} \end{array} \right) \right] - 12,000\text{円} = \text{控除額（最高限度額 88,000円）}$$

（注） 1 「一定の取組」とは、法律又は法律に基づく命令に基づき行われる健康の保持増進及び疾病の予防への取組として厚生労働省が財務大臣と協議して定める、①健康診査、②予防接種、③定期健康診断（事業主健診）、④特定健康診査・特定保健指導、⑤がん検診をいいます。

なお、申告者（本特例の控除を受ける者）が「一定の取組」を行うことは要件とされていますが、その者と生計を一にする配偶者その他の親族が「一定の取組」を行うことは要件とされていません。

2 「特定一般用医薬品等購入費」とは、その製造販売の承認の申請に際して既に承認を与えられている医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が明らかに異なる要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高いものとして厚生労働省が財務大臣と協議して定めるもの（スイッチOTC医薬品の名称等は厚労省ホームページ参照）の購入費用をいいます。

#### 【特例の適用手続】

所得税の確定申告書に、次の書類を添付しなければなりません。

- ① 本特例の適用を受ける居住者が、その年中に「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類（その居住者の氏名、その居住者がその取組を行った年及びその取組に係る事業を行った保険者の名称等の記載があるものに限り、ます。「一定の取組」の証明方法については厚労省ホームページ参照）
- ② 特定一般用医薬品等購入費の領収書等（その領収をした金額のうち、特定一般用医薬品等購入費に該当するものの金額が明らかにされているものに限り、ます）

## 平成29年度 歯科助手講習会について

平成29年度歯科助手講習会を下記日程で開催します。この講習会は日本歯科医師会歯科助手訓練基準に基づいて実施されるもので、修了した方には、公益社団法人日本歯科医師会の歯科助手資格認定証が交付されます。受講希望者は『三歯会報』に同封された受講票に所定事項を記入のうえ、3月末日までに三重県歯科医師会宛に送付して下さい。

受講料：8,000円（申請料と教本の費用を含む）

- ・受講料は第1回の講習日に受付で納入して下さい。その際に教本をお渡しします。当日は窓口が混雑しますので、お釣りの必要がないようご準備下さい。
- ・遅刻・早退は原則として認めません。
- ・やむをえず欠席した教科については、次年度に当該教科を受講することにより修了が認められます。
- ・受講日には筆記用具を持参して下さい（第2回の実習に持参していただくものについては、第1回の講習日に説明いたします）。

### 平成29年度歯科助手講習会日程

会場：三重県歯科医師会館（三重県津市桜橋2丁目120-2）

#### 第1回 4月23日（日）

- 10：00～12：00 講義：歯科診療の実際（1）  
講師：三重県歯科医師会委員
- 13：00～15：00 講義：歯科診療の実際（2）  
講師：三重県歯科医師会委員

#### 第2回 5月11日（木）

- 9：00～16：00 実習：歯科材料の取扱い／普通救命講習  
講師：（株）ジーシー名古屋、津市中消防署

#### 第3回 5月14日（日）

- 10：30～12：00 講義：保険診療のしくみ～円滑な受付業務のために～  
講師：三重県歯科医師会役員
- 13：00～16：00 講義：歯科助手の心得と一般教養  
講師：（有）エイチ・エムズコレクション 安川裕美氏

#### 第4回 5月21日（日）

- 10：00～12：00 講義：歯学概論／院内感染予防の基礎知識  
講師：三重県歯科医師会役員
- 13：00～15：00 講義：歯科診療の基礎知識  
講師：三重県歯科医師会役員

## 公益財団法人ひかり協会の歯科検診にご協力をお願いいたします

当ひかり協会は、1974年に国・厚生省、森永乳業、森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会の三者の合意によって、森永ひ素ミルク中毒被害者の救済を目的に設立され、相談事業、保健・医療事業、自立生活促進事業等を総合的に実施しております。

1955年に発生しました森永ひ素ミルク中毒事件は、当時130名の乳児が死亡し、現在もなお多くの被害者が健康問題を抱えています。保健・医療事業の具体的な内容としまして、保健相談活動や検診、すべての疾病に対しての医療費給付等を実施しております。

被害者も高齢期に備え、歯の健康を守り、自分自身の歯をより多く持って健康づくりをしていくことが重要になっております。そのため、歯科検診を協会として独自に実施しております。

このたび、日頃より行政協力をお願いしております三重県様のご紹介により、三重県歯科医師会様に検診実施協力をお願いをいたしました。被害者から歯科検診の希望がありましたら、ご実施下さいますよう、宜しくお願いいたします。

2017年 3 月

公益財団法人ひかり協会 東近畿地区センター事務所

協会から被害者に送っています案内の一部です

### ～ 受診の流れ ～

- ① 別紙申し込み用紙に記入してお送り下さい（必ず歯科医院名と電話番号と希望時期をお知らせ下さい）。また、医療費申請書の連絡欄や電話・FAXでもお申し込みいただけます。

T E L 075-231-2421 F A X 075-231-2432



- ② 「歯科検診票一式」（医院あて文書・検診票・請求書等）をお送りします。  
（京都市の2つの協力医療機関は、予め医院に一式があるため除きます）



- ③ 歯科医院に事前にご予約して下さい。



- ④ 歯科医院へは「歯科検診票一式」と健康保険証をご持参のうえ受診して下さい。



- ⑤ 検診費用は、歯科医院から直接協会へ請求されますので、自己負担はありません。



- ⑥ その後治療が必要でしたら、引き続き通院して下さい（保険内治療費は協会にご申請下さい）。

お問い合わせは、公益財団法人ひかり協会 東近畿地区センター事務所までお願いします。

住所：〒604-0993 京都市中京区寺町通夷川上る久遠院前町671-1 寺町エースビル2F

電話：075-231-2421 FAX：075-231-2432



## 12月・1月会務日誌

## Association Diary

## 12月

- |     |                                                                          |                                         |
|-----|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 1日  | 監事会、第9回理事会開催                                                             | 導者協議会開催                                 |
| 4日  | 大規模災害時における歯科所見からの身元確認研修、全国7地区日本歯科医師会平成28年度災害歯科コーディネーター（災害歯科保健・身元確認）研修会開催 | 17日 東海ブロックHIV歯科医療体制連絡協議会が愛知県で開催され桑名理事出席 |
| 10日 | 第37回全国歯科保健大会が沖縄県で開催され羽根常務理事出席                                            | 18日 第5回郡市会長会議、第4回全国共通がん医科歯科連携講習会開催      |
| 11日 | 平成28年度第1回医療管理講習会開催                                                       | 20日 平成28年度第1回三重県医療審議会に田所会長出席            |
| 15日 | 選挙管理委員会、名古屋国税局管内税務指                                                      | 25日 第2回歯科医師認知症対応力向上研修開催                 |

## 1月

- |     |                                                                                                                               |                                                                                     |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 6日  | 第69回三重県公衆衛生学会に羽根常務理事出席                                                                                                        | 会長、浜瀬理事出席                                                                           |
| 7日  | 学校法人大橋学園創立70周年記念式典に田所会長出席                                                                                                     | 18日 改正医療法及び持分なし医療法人への移行計画の認定制度に関する説明会が愛知県で開催され早川副会長、桑名理事出席                          |
| 8日  | 常務理事会、第10回理事会開催                                                                                                               | 鳥羽志摩歯科医師会「認知症対応力向上セミナー」に羽根常務理事出席                                                    |
| 12日 | 平成28年度郡市顧問税理士連絡協議会、平成28年度医療管理・福祉厚生合同委員会開催<br>伊勢地区歯科医師会社保講習会に大杉副会長、川瀬理事出席<br>学校保健総合支援事業第2回協議会、松阪地区歯科医師会「認知症対応力向上セミナー」に羽根常務理事出席 | 19日 健康保険組合連合会三重連合会「事業意見交換会」に福森理事出席<br>桑員歯科医師会社保講習会に川瀬理事出席<br>桑員歯科医師会学校歯科医研修会に伊東理事出席 |
| 14日 | 四日市歯科医師会「認知症対応力向上セミナー」に羽根常務理事出席                                                                                               | 平成28年度第1回三重県医療安全推進協議会に桑名理事出席                                                        |
| 15日 | 松阪地区歯科医師会新年総会に田所会長、稲本専務理事出席<br>尾鷲・南紀歯科医師会社保講習会に大杉副                                                                            | 21日 第2回東海信越地区歯科医師会会長・専務理事連絡協議会開催                                                    |
|     |                                                                                                                               | 21・22日 平成28年度日本体育協会公認スポーツデンティスト養成講習会（医科共通Ⅱ）が東京都で開催され伊東理事、伊藤理事出席                     |



22日 三重県医科歯科連携推進人材養成事業「第4回医科歯科連携推進人材養成研修会」に田所会長、福森理事、蛭川理事出席  
伊賀歯科医師会新年総会に田所会長、稲本専務理事出席  
第2回東海オーラルマネジメント研究会・世話人会が愛知県で開催され中井副会長、羽根常務理事、橋本理事出席  
平成28年度医療事故・医療事故紛争防止対策講演会に早川副会長、桑名理事出席  
日本歯科医師会社会保険委員会に大杉副会長出席  
日本歯科医師会平成28年度都道府県歯科医

師会地域保健・産業保健・介護保険担当事業連絡協議会に羽根常務理事、福森理事、橋本理事、伊東理事出席

26日 四日市歯科医師会社保講習会に大杉副会長、井上理事出席

第2回三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会に羽根常務理事出席

第13回三重大学緩和ケアセミナーに福森理事出席

29日 第6回地域包括ケア歯科医療従事者養成講座開催

31日 常務理事会開催

## 会員消息

### 本会会員数 (2月1日現在)

|            |      |
|------------|------|
| 正会員第1種(一般) | 706名 |
| 正会員第2種(勤務) | 27名  |
| 正会員終身      | 122名 |
| 準会員第3種(法人) | 8名   |
| 準会員第4種(直属) | 2名   |
| 長期の疾病等の会員  | 2名   |
| 計          | 867名 |

### 日歯会員数 65,127名 (12月31日現在)

### 診療所名変更

松本和久先生(津)  
津ファミリー歯科 こども歯科

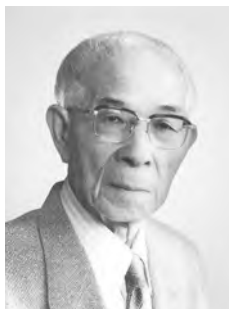
### 診療所廃止

戸田博之先生(津)

### 謹んでおくやみ申し上げます



中西亨之先生(伊勢)  
去る12月14日、お亡くなりになりました。  
享年85歳



鈴木長八郎先生(松阪)  
去る12月19日、お亡くなりになりました。  
享年105歳



北村 喬先生（松阪）

去る1月4日、お亡くなりになりました。

享年76歳

### 障害者歯科センター診療状況

#### 12月

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 診療日   | 8日                         |
| 診療担当者 | 常勤1名、非常勤5名<br>内訳・会員2名、大学3名 |
| 延患者数  | 162名                       |

#### 1月

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 診療日   | 6日                         |
| 診療担当者 | 常勤1名、非常勤5名<br>内訳・会員2名、大学3名 |
| 延患者数  | 118名                       |

## 三重県歯科医師会無料職業紹介所について

三重県歯科医師会では厚生労働大臣の許可を受けて、歯科医療技術者（歯科医師・歯科技工士・歯科衛生士・歯科助手）を対象とした無料職業紹介事業を行っています。職業紹介を希望される場合、求職は働く意欲がある方なら常勤、パートを問いません。申し込みにより希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話をいたします。

#### ●求職者の場合

- ・ 所定の求職票に必要事項を記入し、下記の無料職業紹介所に提出する。
- ・ 来館または電話にて、求人者の閲覧をする。
- ・ 条件が合えば面接を行う。

#### ●求人者の場合

- ・ 所定の求人申込書に必要事項を記入し、下記の無料職業紹介所に提出する。
- ・ 来館または電話にて、条件の合った求職者を探す。
- ・ 合否結果については、当紹介所に結果報告する。



※ 下記へ連絡いただければ関係書類を送付します。

公益社団法人 三重県歯科医師会  
歯科医療技術者等無料職業紹介所  
〒514-0003 津市桜橋2丁目120-2  
TEL 059-227-6480

詳しくはWEBで！

[検索](#) [三重県歯科医師会無料職業紹介所](#)



## 告知板

## Information

## (一社)日本老年歯科医学会 第28回学術大会のお知らせ

平成29年6月14日(水)から16日(金)まで、名古屋国際会議場で(一社)日本老年歯科医学会第28回学術大会が開かれることになりました。「治し支える歯科医療」をテーマに、28年11月に同学会が公表し注目を集める「高齢期における口腔機能低下」の概念と診断基準に関するシンポジウムをはじめ、口腔乾燥症についての教育講演、フレイルとサルコペニア及び栄養評価や全身評価についての入門セミナー等、超高齢社会への対応を迫られている私たち歯科医療従事者にとって興味深いプログラムが多数準備されています。また、今回は第30回日本老年学会総会(2年ごとに日本老年医学会や日本老年歯科医学会等7学会が共催する合同学会)も同時開催され、地域包括ケアや多職種連携に関わる多彩な合同シンポジウムが企画されています。

本大会には三重県歯科医師会も後援団体の一つとして参画することから、事前参加登録に限り、特別割引価格を利用できることとなりました。この機会をお見逃しなく、是非ご参加いただきますようお願いいたします。

会期：平成29年6月14日(水)～16日(金)

会場：名古屋国際会議場

## 【参加登録費】

三重県歯科医師会会員特別割引：11,000円→10,000円

※参加登録はインターネットによるオンライン受付のみとなります。特別割引価格での参加登録方法の詳細については会報同封の資料をご参照下さい。

## 【事前参加登録締切日】

平成29年4月28日(金) 正午





## 会員の広場

# Member's Plaza

## 第26回三重県歯科医師囲碁大会 松阪市で開催

平成29年1月29日(日)、上記大会が松阪市「八千代」で開催されました。

今回、約10年ぶりに参加されたのは斎藤仁見先生、乾 眞登可先生、野村城二先生でした。

また今年は、全国歯科医師囲碁大会が9月17日(日)に伊勢市で開催されることになり、囲碁連盟会長の富安俊司先生が北九州市から伊勢市の下見に来られ、松阪大会にも特別参加していただきました。

今回は例年よりもやや盛会で、Aチーム7名、Bチーム7名で戦績を競いました。

### 成績

|      |    |      |     |       |    |      |
|------|----|------|-----|-------|----|------|
| Aチーム | 優勝 | 斎藤仁見 | 準優勝 | 中村行邦  | 三位 | 綿重宗一 |
| Bチーム | 優勝 | 古川司郎 | 準優勝 | 乾 眞登可 | 三位 | 野村城二 |

大会終了後、懇親会が行われ、余興では桃井力生先生に詩吟「熊本城」を披露していただき、楽しく、和やかな時間を過ごすことができました。



## 全国歯科医師囲碁大会 伊勢市で開催決定

約40年の歴史がある全国歯科医師囲碁大会が、9月17日(日)に伊勢市で開催されることになりました。三重県での開催は初めてで、大会会長は中村行邦先生が務められます。

名誉ある全国大会ですので、囲碁をされる先生には、是非ご参加いただきますようお願い申し上げます。

(松阪・黒井 満 記)



# 互助会の現況

(28年12月1日～31日)

## 第1部（疾病共済）

入会 1名 退会 0名 累計 734名

|      |              |   |    |              |
|------|--------------|---|----|--------------|
| 収入累計 | 193,340,706円 | { | 繰越 | 193,340,706円 |
|      |              |   | 入金 | 0円           |

支 出 480,000円

|     |              |   |    |              |
|-----|--------------|---|----|--------------|
| 残 高 | 192,860,706円 | { | 定期 | 138,000,000円 |
|     |              |   | 普通 | 54,860,706円  |
|     |              |   | 国債 | 0円           |

療養給付：2名

死亡給付：0名

## 第2部（火災・災害共済）

入会 1名 退会 0名 累計 741名

|      |              |   |    |              |
|------|--------------|---|----|--------------|
| 収入累計 | 162,695,444円 | { | 繰越 | 162,695,444円 |
|      |              |   | 入金 | 0円           |

支 出 0円

|     |              |   |    |              |
|-----|--------------|---|----|--------------|
| 残 高 | 162,695,444円 | { | 定期 | 110,690,000円 |
|     |              |   | 普通 | 52,005,444円  |

(29年1月1日～31日)

## 第1部（疾病共済）

入会 0名 退会 1名 累計 733名

|      |              |   |    |              |
|------|--------------|---|----|--------------|
| 収入累計 | 192,860,706円 | { | 繰越 | 192,860,706円 |
|      |              |   | 入金 | 0円           |

支 出 540,000円

|     |              |   |    |              |
|-----|--------------|---|----|--------------|
| 残 高 | 192,320,706円 | { | 定期 | 138,000,000円 |
|     |              |   | 普通 | 54,320,706円  |
|     |              |   | 国債 | 0円           |

療養給付：2名

死亡給付：0名

## 第2部（火災・災害共済）

入会 0名 退会 1名 累計 740名

|      |              |   |    |              |
|------|--------------|---|----|--------------|
| 収入累計 | 162,695,444円 | { | 繰越 | 162,695,444円 |
|      |              |   | 入金 | 0円           |

支 出 0円

|     |              |   |    |              |
|-----|--------------|---|----|--------------|
| 残 高 | 162,695,444円 | { | 定期 | 110,690,000円 |
|     |              |   | 普通 | 52,005,444円  |

### 平成28年8月診療分歯科診療報酬状況（三重県）

|         |     | 社 会 保 険     |             |             | 国 民 保 険     |             |             |
|---------|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|         |     | 1件当数<br>日 数 | 1日当数<br>点 数 | 1件当数<br>点 数 | 1件当数<br>日 数 | 1日当数<br>点 数 | 1件当数<br>点 数 |
| 一 般     | 本 人 | 1.7         | 660.2       | 1,095.5     | 1.7         | 663.7       | 1,155.8     |
|         | 家 族 | 1.5         | 621.5       | 923.6       |             |             |             |
| 後期高齢者医療 |     | —           | —           | —           | 1.8         | 702.2       | 1,285.6     |

### 平成28年9月診療分歯科診療報酬状況（三重県）

|         |     | 社 会 保 険     |             |             | 国 民 保 険     |             |             |
|---------|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|         |     | 1件当数<br>日 数 | 1日当数<br>点 数 | 1件当数<br>点 数 | 1件当数<br>日 数 | 1日当数<br>点 数 | 1件当数<br>点 数 |
| 一 般     | 本 人 | 1.7         | 672.2       | 1,110.2     | 1.7         | 667.7       | 1,153.5     |
|         | 家 族 | 1.5         | 624.0       | 929.4       |             |             |             |
| 後期高齢者医療 |     | —           | —           | —           | 1.8         | 708.0       | 1,293.6     |

# こども110番の歯科医院



三重県歯科医師会では、「社会貢献活動の一環」として、三重県警、三重県、三重県教育委員会の協力のもと、日本の将来を担う宝である子どもたちを守るために、平成18年6月より「こども110番の歯科医院」制度を導入しました。これは、不審人物につきまとわれたり、声をかけられたりした子どもたちが歯科医院に駆け込んできた場合、子どもを保護し、警察への通報等の対応を行うものです。

私たちは、子どもたちの笑顔を守り、明るい地域社会づくりに少しでも協力していきたいと考えています。

## ●「こども110番の歯科医院」の皆様へ

三重県歯科医師会では「こども110番の歯科医院 対応マニュアル ― 子供たちを犯罪被害から守るために ―」を作成しています。ご活用下さい。

## ●○●○●○●こどもサポート○●○●○●○

## 三重県歯科医師会会員の皆様へ

わが国では少子高齢化が進む一方で、乳幼児期、学童期の子どもたちへの虐待が年々増加しています。三重県歯科医師会が平成17年度に三重県健康福祉部の協力を得て実施した要保護児童歯科調査結果では、

虐待が疑われる要保護児童においては、う蝕経験者率が有意に高く、う蝕になった歯が処置されている率が有意に低いという結果が出ています。

歯科医療従事者は、乳幼児集団歯科健診や歯科相談、学校歯科健診、歯科診療所等において、日常的に子どもや養育者に接する機会が多く、専門家の立場から虐待の早期発見に関わるべきことが提唱されています。

本会と三重県では8020運動推進特別事業の一環として、子育て支援の観点から「歯科医の立場からの児童虐待防止と子育て支援（児童虐待防止マニュアル）」を作成しています。児童虐待の早期発見・予防の一助となるよう取り組んでいくために、ぜひご活用下さい。



# 三重県歯科医師 国民健康保険組合

## MIE DENTIST NATIONAL HEALTH INSURANCE UNION

平成28年10月／11月

# 現況

### 保険給付状況

|               |     | 28年10月 |             |             |
|---------------|-----|--------|-------------|-------------|
|               |     | 件数     | 費用額         | 保険者負担額      |
| 療養給付費         | 当月分 | 3,780  | 40,043,712  | 28,298,886  |
|               | 累計  | 24,964 | 340,276,295 | 240,237,406 |
| 療養費           | 当月分 | 100    |             | 376,610     |
|               | 累計  | 704    |             | 2,545,278   |
| 高額療養費         | 当月分 | 36     |             | 3,482,536   |
|               | 累計  | 220    |             | 22,730,627  |
| 移送費           | 当月分 | —      |             | —           |
|               | 累計  | —      |             | —           |
| 出産育児一時金       | 当月分 | 6      |             | 2,520,000   |
|               | 累計  | 25     |             | 10,484,000  |
| 葬祭費           | 当月分 | —      |             | —           |
|               | 累計  | 3      |             | 380,000     |
| 食事療養標準負担額減額差額 | 当月分 | 2      |             | 3,300       |
|               | 累計  | 2      |             | 3,300       |
| 傷病手当金         | 当月分 | 38     |             | 1,387,000   |
|               | 累計  | 132    |             | 5,651,000   |

|               |     | 28年11月 |             |             |
|---------------|-----|--------|-------------|-------------|
|               |     | 件数     | 費用額         | 保険者負担額      |
| 療養給付費         | 当月分 | 3,644  | 48,165,534  | 33,903,222  |
|               | 累計  | 28,608 | 388,441,829 | 274,140,628 |
| 療養費           | 当月分 | 105    |             | 386,671     |
|               | 累計  | 809    |             | 2,931,949   |
| 高額療養費         | 当月分 | 29     |             | 2,985,452   |
|               | 累計  | 249    |             | 25,716,079  |
| 移送費           | 当月分 | —      |             | —           |
|               | 累計  | —      |             | —           |
| 出産育児一時金       | 当月分 | 8      |             | 3,360,000   |
|               | 累計  | 33     |             | 13,844,000  |
| 葬祭費           | 当月分 | —      |             | —           |
|               | 累計  | 3      |             | 380,000     |
| 食事療養標準負担額減額差額 | 当月分 | —      |             | —           |
|               | 累計  | 2      |             | 3,300       |
| 傷病手当金         | 当月分 | 13     |             | 689,000     |
|               | 累計  | 145    |             | 6,340,000   |

### 収支状況

|        |             | 28年度28年11月累計 |
|--------|-------------|--------------|
| 区分     | 金額          |              |
| 歳入合計   | 925,886,055 |              |
| 歳出合計   | 614,663,966 |              |
| 収支差引残高 | 311,222,089 |              |

|        |               | 28年度28年12月累計 |
|--------|---------------|--------------|
| 区分     | 金額            |              |
| 歳入合計   | 1,019,542,846 |              |
| 歳出合計   | 697,761,059   |              |
| 収支差引残高 | 321,781,787   |              |

### 被保険者異動状況

|     |       | 28年12月31日現在 |
|-----|-------|-------------|
| 区分  | 被保険者数 | 前月との比較      |
| 組合員 | 2,741 | △ 10        |
| 家族  | 1,544 | △ 2         |
| 計   | 4,285 | △ 12        |

|     |       | 29年1月31日現在 |
|-----|-------|------------|
| 区分  | 被保険者数 | 前月との比較     |
| 組合員 | 2,719 | △ 22       |
| 家族  | 1,542 | △ 2        |
| 計   | 4,261 | △ 24       |

## MIE DENTIST NATIONAL HEALTH INSURANCE UNION

## 編集後記

## Editor's Note

1月、三重県北勢部には記録的な大雪が降りました。朝から慣れない雪かきに追われましたが、スタッフや患者さんが診療所まで来てくれることを本当にありがたく感じました。

この季節には、歯科医師国家試験のことが思い出されます。実は前日に唾石症を発症したのです。大学病院の口腔外科で洗浄してもらい多少は改善したものの、翌日はまだ「唾を飲み込むだけで痛い」という状態のまま、試験に臨んだことを覚え

ています。その時の昼ごはんは全く味がしませんでした……。

そんな思い出とともに、無事試験に合格し、晴れて歯科医師になった時の誇らしい気持ちも忘れてはいません。あれから16年が過ぎて私も40代になりました。あの頃の自分が思い描いていた「将来の自分の姿」に負けないように、また新しいことに挑戦する年にしたいと思っています。

(広報情報委員・深水陽介 記)

## 東海地方唯一の歯科医師国家試験専門予備校



学校の授業についていくのが大変、モチベーションが保てない、国試に合格できるのか……そんな焦りや不安をお持ちの方、DeNTA 愛知へきてみませんか？

当校では歯科医師国家試験の傾向と対策を精査・分析し、最新の情報をタイムリーに提供しています。一人ひとりにあった管理指導による、最適なプログラムをご用意しています。

歯科医師になるためのサポートは、私たちにお任せください！

名駅・栄から5分  
名古屋で合格を  
勝ち取ろう！

博士号を持つ  
歯科医師・医師が  
徹底サポート

一日中徹底管理  
生活リズムを整え  
精神を鍛えよう！

CBT/国試の  
個別指導

少人数制歯科医師  
国家試験予備校

DeNTA 愛知

〒460-0003 名古屋市中区錦 2-19-11 綿常 HD 長者町ビル 5F Tel052-220-5446

## 三重県歯科医師会会員の皆さまへ

平成28年度

団体定期保険(Bグループ)

## 三重県歯科医師会グループ保険のご案内

## 制度の特色

- お手頃な保険料で大きな保障を得られます。
- 病気・災害による死亡を保障します。
- 1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。(※将来のお支払いをお約束するものではありません。)
- 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。  
(※健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引受できない場合や、保障内容を制限する場合があります。)  
(※お申込みにあたっては、「告知に関する重要事項」をご覧ください。)
- 保険期間は1年ですので、ライフスタイルに応じて保障額を見直せます。

## 保障額と月額保険料(例)

|       | ご本人              |         |         |         |
|-------|------------------|---------|---------|---------|
|       | 死亡保険金額(高度障害保険金額) |         |         |         |
| 保険年齢  | 2,500万円          | 2,000万円 | 1,500万円 | 1,000万円 |
| 30歳男性 | 3,750円           | 3,000円  | 2,250円  | 1,500円  |
| 40歳男性 | 4,675円           | 3,740円  | 2,805円  | 1,870円  |
| 50歳男性 | 8,350円           | 6,680円  | 5,010円  | 3,340円  |
| 60歳男性 | 17,000円          | 13,600円 | 10,200円 | 6,800円  |

\* 年齢は平成28年9月1日時点の年齢にて計算し、6ヶ月以下は切り捨て、6ヶ月を超える場合は1歳増しになります。

このチラシは商品の概要を説明したものです。  
保障内容の詳細はパンフレットを必ずご覧ください。  
また、制度内容等につきましては、下記までお問い合わせください。

## ■制度に関するお問い合わせ先:

## 三重県歯科医師協同組合

TEL 059 (227) 6488

〒514-0003 三重県津市桜橋2-120-2

## ■保険に関するお問い合わせ先:

## 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社 三重支社

〒514-0004 三重県津市栄町3-115 損保ジャパン日本興亜津ビル2階 TEL 059(223)1401

## ●委託会社

下記の引受保険会社は、各被保険者の加入保険金額について、それぞれの引受割合  
(平成29年1月1日現在)に応じて保険契約上の責任を連帯することなく負います。  
なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社(70%)(事務幹事)  
第一生命保険株式会社(30%)

HL-G-B1-16-01265 (2017.2.7)

一人一人の志望Get  
今、話題の予備校へどうぞ!!

# 「ようこそ!! ★J. & Sachi 塾・予備校へ!!」

安全な環境・2才児～予備校生までの独自の個別対応。高実績。

こだわりの方々へ!  
大好評予約受付中

052-861-7585

## 医歯薬系難関受験 期待にお応えします。40年目個別の名門 —学習空間も名門の証—

受験に精通した講師以外にも、医学部に精通した国公立医学部生も配置し、きめ細かい  
且つ強力なバックアップ体制で合格を勝ち取ります。国公立大(医)・私立大(医)合格Get!!

喜びの声をお聞きたい……

### ●聖霊中学1年時入塾→名古屋大学(医-医)現役合格!

「学校でも、受験科目は勉強しますが、進行・内容に深さにおいてはジェイ・サチの個別指導だと思いました。私に合わせてくれて、レベルごとに的確な指導をしてくれる。なにより環境がいい、ガイダンスもあって、周りのみんなも医学部や難関校を狙っている。この環境は他にはないと思いました。ありがとうございました!」

本人談

### ●愛知高校卒→名古屋市立大学(医-医)合格!

「現役時代に部活に没頭し、受験で苦い思いをしましたが、ジェイ・サチに入って一年ですべてを挽回できました! 浪人生にジェイ・サチに出会えて本当に良かったです。」本人談

### ●名古屋中学時入塾→慶應義塾大学(医-医)現役合格!

「生意気な僕がついていこうと思ったほどの塾でした。」本人談

### ●金城中学1年時入塾→愛知医科大学(医-医)現役合格!

「親も毎月の保護者会参加で多岐にわたり学びました。娘共々、成長できたことを感謝しております」母親談  
妹のE子さんも愛知医科大学推薦合格! 家族共々医者を目指して頑張りました!

### ●滝中学2年時入塾→名古屋大学(医-医)現役合格!

「成績は学年10番台です。国語力が弱く1ヶ台に入れません。何が何でも名古屋大学(医)に現役合格させたいのです。ジェイ・サチしかないと私の職場で聞きました。宜しく願います。しこいてやって下さい。」父親談  
「最後の最後まで油断しない!!」をジェイ・サチでぶれない自分を確立できました!本人談



栄オアシス校



いりなか駅前校教室



星ヶ丘駅前校



江南駅前校

## 自習室完備!

予備校生  
受付中!!

医歯薬系の名門ジェイ・サチ  
あなたにあった予算で  
個別指導による適した  
プログラムを作成します。

1:1  
マンツーマン指導

予備校最後の  
総仕上げを  
オーダーカリキュラムで!!

中・高・  
中高一貫高校生  
難関受験対策

●Total Advice 医歯薬コース  
受験科目すべてを登録(面接、小論文含む)。  
大学別入試対策・学校定期テスト対策を含め、  
気力・精神面からもTotalにアドバイス。  
全科目完成。

☎052-861-7585 (総合受付) 9:30～21:30  
火日は9:30～16:00

### ●大学受験 予備校生 名古屋大学 経済学部合格 Sさん おめでとう!

他の予備校では「2年間かけても南山にいけるかどうか……」といわれていた私に、先生は「あなたなら大丈夫!!」と言って下さいました。ジェイ・サチでは「ベクトルって何?」などの初歩的なことから丁寧に教えていただき(笑)、その結果、私は当初の希望校であった名古屋市立大学を変更し名古屋大学に合格しました。

### ●高校受験 ラサール高校・愛光学園合格 K君 おめでとう!

息子の通っている中学校からお電話があると、いつもお叱りの内容ばかりでした。悩んだ末にジェイ・サチの門を叩きました。先生方は息子と私に、23/45の内申点で行ける高校はほとんどないこと、世の中甘くないこと、「やればできる、できたら楽しい」を繰り返し伝え続けて頂きました。自分の可能性を否定する息子が変わり合格できました。

### ●中学校受験 東海中学合格 Y君 おめでとう!

僕は国語と社会があまり好きではありませんでしたが、個別授業で自分が納得できるまで聞けたこと、教えてくれたことがとてもうれしかったです。いままで他の塾では自分から勉強をやることはありませんでしたが、ジェイ・サチでは理科の実験などが本当に面白くて勉強が楽しくなりました。最後はマンツーマンで自信をつけました。

### ●小学校受験 南山大学附属小学校合格 Iさん保護者 おめでとう!

ジェイ・サチには年中からお世話になりました。当初は、授業中にじっと座っていることさえままならなかった娘が、南山小学校へご縁をいただけたことは、今でも夢のようです。娘がそれぞれ今まで積み上げてきたものを開花させていく姿に涙がでそうでした。ありがとうございました。

“40年目の個別”  
安心・安全な環境での  
個別対応

〈高卒生:J.&Sachi予備校〉  
〈高校生:Total Advice Course(医歯薬系・文系難関・理系難関)/高校生コース〉  
〈中学生:難関大学受験Total Advice Course・中高一貫生コース/中学生コース〉  
〈小学生:私立・国立中学受験コース・高学年コース/スーパーキッズ(私立小中内部推薦)〉  
〈年中/年長児:小学校受験コース・幼児コース〉  
〈幼児(2才児～):幼児コース〉  
〈一般:マンツーマン英会話コース〉

J. & Sachi 塾 ★ 株式会社 ジェイ・アンド・サチ

ジェイ・アンド・サチ

検索

<http://www.j-sachi.com>

J. & Sachi 塾 栄オアシス校  
(地下鉄栄駅 徒歩5分)  
名古屋市中区新栄二丁目9番地 スカイオアシス2F

J. & Sachi 塾 いりなか駅前校  
(地下鉄鶴舞線いりなか駅2番出口 徒歩1分)  
名古屋市中区昭和区人町7番地(1F駐車場完備)

J. & Sachi 塾 星ヶ丘駅前校  
(地下鉄東山線「星ヶ丘」駅1番出口北)  
名古屋市中区千種区井上町72-1 星ヶ丘NO2ビル2階

J. & Sachi 塾 江南駅前校  
(名鉄犬山線江南駅下車①出入口南・ナガタビル4F)  
江南市古知野町朝日165番地ナガタビル4F

無料個別相談会・説明会(毎日お1組 約1時間) 要ご予約 052-861-7585まで



# MEDICAL ECO SERVICE

確かな技術とサービスで  
質の高い診療環境をご提供

TAコーポレーションは、歯科機器の周辺  
業務を専門とし、より良い歯科診療環境  
づくりへの貢献を目指しています。

## 1 メディカルエコサービス

メディカルエコサービスとして、小型の医療機器を産業廃棄物として処理し、リサイクルに貢献しています。歯科医院からの取外し撤去から収集・運搬、中間処理まで当社で一括して行うことができます。

### 歯科機器マテリアルリサイクル

当社では廃棄回収した歯科機器を解体・選別処理をしています。解体されたものを素材ごとに選別することによって、廃棄された歯科機器の容積換算で約95%以上をマテリアルリサイクルすることが可能です。現状では、残りの約5%は廃棄物として破碎、処理をしています。今後、廃棄処理している5%もリサイクルを進め、廃棄ゼロに向けた試みを行っています。



## 2 エックス室漏洩線量測定

法規則に準じたエックス線室漏洩線量測定をエックス線作業主任者が行っています。それを基に、診療用エックス線装置設置届出書を作成し、医院様のコンプライアンスに貢献しています。

## 3 歯科機器の設置、修理、保守点検

歯科診療機器メーカー数社と請負契約を結び、主に歯科医療機器の設置作業を行っています。また、医療機器修理業許可を取得したスタッフによる修理や保守点検も行っています。



有限会社ティーエイコーポレーション  
<http://www.ta-co.jp>

■本社／愛知県大府市大東町 3-118  
TEL 0562-45-0503 (平日 9:00 ~ 17:00) FAX 0562-45-0513  
■神奈川事務所／神奈川県横浜市青葉区あざみ野 1-12-1-403 松元ビル  
TEL 045-902-0545 (平日 9:00 ~ 17:00)

保有許可

【医療機器修理業許可】・特定保守管理医療機器 歯科用機器関連  
【高度管理医療機器販売】・貸貸業許可  
【産業廃棄物収集運搬業許可】・神奈川県許可・愛知県許可 (積替え保管を含む)  
・岐阜県許可・三重県許可・東京都許可・大阪府許可  
【産業廃棄物処分業許可】・愛知県許可



SOMPO  
ホールディングス

保険の先へ、挑む。

損保ジャパン日本興亜

# 保険の先へ、挑む。

変化の時代にも、揺らぐことのない確かな明日をお届けしたい。その想いをカタチにするために、私たちは進化します。お客さまの「安心・安全・健康」な暮らしをひとつなぎで支えるグループへ。保険の先へ、挑む。

日本の「損保」から、世界で伍していく「SOMPO」へ。

損保ジャパン日本興亜は SOMPO ホールディングスの一員です。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

三重支店 津支社  
〒514-0004 三重県津市栄町 3-115  
Tel.059(226)3011 <http://www.sjnk.co.jp>

会員好評受付中!

# mint

三重インターネットサービス

**ブロードバンドが未来をひろく!**

mintはインターネットをトータルにサポートします。

<http://www.mint.or.jp/>

お問い合わせは

**MDT 三重データ通信株式会社**

TEL : 059-223-1818

E-Mail : [mint@mint.or.jp](mailto:mint@mint.or.jp)

Thinking ahead. Focused on life.

100+<sup>Years</sup>  
A Century of Innovation



# IC Washer

ウォッシャーデイスインフェクター

## 歯科診療のさらなる効率化を

インスツルメントやハサミなど、先端の鋭利な器具の手洗いによる洗浄は、切創のリスクだけでなく、感染の原因になる危険性があります。洗浄・消毒作業を全自動で行う器具除染洗浄器「IC Washer」が、これらの問題を解決し、日々の歯科診療のさらなる効率化をもたらします。



### 洗浄・消毒にかかる業務を効率化

器具の洗浄・消毒から乾燥を、全自動で行うことが可能です。手洗いに割いていた時間を患者さんの診療やケアの向上に注力していただくことができます。



### 洗浄中のケガによる感染を防止

手洗いの場合、手袋をしていたとしても、先端の尖った器具や鋭利なハサミなどでケガをする恐れがあります。IC Washerは自動で洗浄・消毒が行えるため、切創による感染のリスクを未然に防ぐことができます。



### 洗浄・消毒業務のレベルを均一化

器具の溝やタービンの細管内部など、細かい部分まで洗浄・消毒ができるため、作業者の経験や知識に関係なく、作業レベルを均一化させることができます。